

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
1	23	<p>地球温暖化による気候変動は現実の脅威となり、脱炭素のため再生エネルギーの普及拡大は日本を含め世界各国の喫緊の課題となっています。この国際的潮流のなかで、国内においても太陽光発電事業の重要性に対する国民的認識と期待は着実に広がっています。新型コロナ禍で傷ついた経済の再生起爆剤としての期待も膨らみつつあります。しかし、選定すべき場所、手段・方法、結果などにSDGsの思想を取り入れて対処することが不可欠の時代になっていると考えます。土地の所有権やFIT法で権利を持っているからと言って、自社の利益だけを主張することは納得できません。これまでもこれからも、企業は社会的責任の視点を忘れてはならないと考えます。発電所の建設予定地は、函南町の豊かな自然を構成する土地で、植生・水源地、農林業、観光等のベースになっています。また、下流部や平地の洪水・冠水等を防ぎ、安全・安心な生活を保障する大切な場所です。この大切な役割を持つ土地を掘削、切り土、盛り土、埋め戻し等の人工的な手を加えるのが「太陽光発電」のためだとすれば、納得できません。発電用の土地は、別途、農業に適さない土地や開発の結果が自然破壊や環境破壊に繋がらない遊休地等を活用すべきと考えます。いま、軽井沢地区へのメガソーラの建設については、地区民も、議会も建設反対のコールをあげています。強行しても、恨みが残るだけです。</p>	<p>太陽光発電事業などの再生可能エネルギーは利用時に二酸化炭素を排出しないため、化石燃料代替による温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献するとともにNOx 排出量が減少して大気汚染防止が実現される他、バイオマスの利活用が廃棄物の有効利用を可能にする等、温室効果ガス削減以外の環境改善にもつながります。本事業では、出力29MWの太陽光発電施設を実施しますので、温室効果ガス排出量の削減及び大気汚染防止に寄与します。</p> <p>本事業における森林の伐採や土地の改変による影響による影響が想定される大雨や地震による土砂流出及び氾濫など防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。事業の実施に当たっては、可能な限り伐採面積を小さくできるよう設備計画を検討し、残置森林や造成法面等の管理については、適切に実施してまいります。</p> <p>環境影響評価は、住民の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書以降も皆様の意見等を拝聴しながら、事業内容を十分説明し、住民の皆様の不安の解消に努めてまいりますと考えています。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
2	10	<p>今回計画している事業における理念を語ることに際して、日本全体の環境負荷低減や、CO2削減の良い所ばかりを述べるのではなく、事業をすることによって森林伐採して山林を開発して、後々の廃棄物問題を加味しても太陽光発電の方の環境負荷が少ないと総合的に判断していると主張いただかないと、この事業をする意味がないと考えます。例えば、特定の営利企業の為だけではなく地域住民が主体となった自立・分散・小規模・多数のクリーンエネルギーネットワークの構築が必要と考えます。また、太陽光パネルの製造には、そのパネルが4年間かけて発電する電力が必要だと言われております（エネルギーペイバックタイム）。つまり、設置したパネルを4年間使用して元が取れるという試算です。4年間保たなかったら、使用しなくて良かった余計な電力をそのパネルのために消費したことになりますので、自然再生エネルギーによって素材がつけられるようになって本来の再生可能エネルギーとしての評価が完成するものと考えます。</p>	<p>環境影響評価における温室効果ガス排出量は、化石燃料を使用する事業において、影響が想定される項目として選定されます。本事業（33ha）によるCO2吸収量の減少は、スギの人工林のCO2吸収量8.8t-CO2/年/haを用いると約300t-CO2/年、一方、化石燃料代替の削減量は29MWで約14,500t-CO2/年です。太陽光発電事業ではパネルの製造・輸送・廃棄においてもCO2を排出しますが、そのエネルギーペイバックタイムは従来技術の1.4～2.6から最新技術の0.96～1.9と少しづつ短くなっています。また、単位出力当たりの温室効果ガス排出原単位は火力発電の519～975g-CO2/kWhに対し、太陽光発電事業は17～31 g-CO2/kWh(寿命30年)となっています。</p> <p>本事業では、土砂災害の防止又は低減の観点から残置森林を設置し、在来種を用いた法面緑化やパネルの下には種子吹付を行うなど緑化を行い、適正な維持管理を行うことで、温室効果ガス吸収の回復に努めます。また、事業終了の際のパネルの廃棄については、経産省や環境省が検討を進めていく太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進の状況を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えます。</p> <p>ご指摘のクリーンエネルギーネットワークについてはこれから地球上の全ての社会が取り組んでいくべき重要な課題であり、総務省では、地域に存在している木質バイオマスや水力など地域資源をできる限り有効活用することによって、分散型の地域エネルギーシステムを構築することで、エネルギーとキャッシュを地域内で好循環させるとともに、地域エネルギー事業体の設立による雇用創出も図るなど、地域課題の解決にも取り組むことで、持続可能な地域社会を目指しています。函南町でも本事業を契機として、このような計画を推進されるのであれば、当社はバイオマス発電事業や風力発電事業も行っていますので、協力できるのではと考えます。</p>
3	38	<p>活断層の上に調整池やコンクリート構造物等の重要構造物や法面の造成を計画しているが、安全対策はどうなっているのか。調整池等をつくるなら、活断層が動いても、池が、水平を保ち、下方に崩れない池を作る様にするべきである。そして、住民が精査できる様に図面、断面図、位置図等を、正確に公開して、縦覧出来る様にして下さい。また、供用後の監視はどのようにするのか。特に心配なのは山からの土砂の流出です。20年後、50年後にも調整池の機能が維持されているでしょうか。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池の堤体の構造（地震時、洪水時及び土石流時）、法面の設計基準及び盛土面の安全性など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価の項目としては、「土地の安定性」を評価項目として選定しており、盛土部の土地の安定性について調査、予測・評価いたします。土地の安定性の予測条件としては、盛土が最大となった場合の通常時及び地震時の安全率の予測を行い評価します。また、供用後については、監視制御システムによりオンラインにて常時モニタリングを行い、各設備に異常が有った場合は、早急に状況を把握が出来、対応する事が可能なようにします。事業完了後については、防災及び利水の観点から排水施設・調整池は維持し、発電施設は全て撤去し、緑地回復を図る計画です。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
4	26	洪水調整を目的として計画している調整池の容量の算出について、現実に襲来した令和元年台風19号並みの降雨量をもとに、調整池の貯留能力、排水能力、下流河川の流下能力等について安全であることを示してください。柿沢川の流域のわずか2%にも満たないことを説明会で強調していたが、開発による流量増加は確実であり、台風19号で柿沢川増水による水害を受けた函南町、伊豆の国市の流域はもちろん、甚大な影響を受けることになる沼津市まで含めた評価をするべきである。また、調整池A-2の排水路は地元区や、地主の了承がない。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池の容量及び下流河川の流下能力など、防災の観点からの対応（洪水調整機能）については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制するため評価項目として選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書で記載いたします。
5	3	沈砂池における濁水の除去能力について具体的な説明がない。特に、濁水が生じる土の移動を伴う工事の期間における土の移動量から、濁水の発生と除去の関係について、乾季や雨季のすべての季節において調査、予測すべきである。また、沈砂池の土砂の除去の頻度はどのように行うか。工事期間中に法面へ設置するしながら柵や土砂流出の防止柵の設置箇所について、具体的な設置場所を示さねばならない。	工事中の水の濁りについては、評価項目に選定していますので、準備書において調査、予測・評価いたします。水質の調査については四季の平水時に3地点で各1回、また、降雨時には時間を変えて複数回、水の濁り及び流量の調査を実施します。また、土地の改変を行う表層の土壌を1地点で捕集して土壌沈降試験を実施します。水の濁りの環境保全対策として沈砂池及び調整池を設置することから、それらの構造及び現地調査結果を用いて、降雨時の水の濁りを予測・評価します。また、沈砂池の土砂の除去の頻度や、工事期間中に法面へ設置するしながら柵や土砂流出の防止柵の設置箇所等について、必要に応じて準備書などで示します。
6	10	多くの木を切り、森をなくすというのはその場に住む生き物たちの食べ物や住処がなくなるため、近隣の畑や民家の庭や軒先に被害が出る可能性があるが、その場合にはどのような対応をされるのか。また、水害は環境影響評価の範囲外だということだが、人が生活する上に安心して暮らすことのできる条件も環境である。予測できてにもかかわらず対処しなかった場合は、人災となるのではないか。当該施設を建設したために水害や土砂災害で被害が生じたときは事業者と住民との間で補償をする約束をする必要があると考える。	獣害の対象となるイノシシなどの哺乳類は、環境影響評価において動物として評価項目に設定していることから、対象事業実施区域及びその周囲約300mの影響範囲で、四季のフィールドサイン調査、糞、食痕、泥浴びなどのサイン調査を実施し、予測・評価を行います。その結果から、事業を進めた場合に被害等のおそれと考えられる時には、環境保全措置を検討いたします。また、土砂崩壊、氾濫及び地震など防災の観点からの対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えますが、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
7	21	<p>「本事業において、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる範囲は、対象事業実施区域から約3,000mの範囲の内」とされているが、この範囲の設定の根拠が示されておらず地域の特性が理解されていない。土砂流出や水害等の危険を考慮すると柿沢川流域及び狩野川下流域（田方郡函南町、伊豆の国市、三島市、駿東郡清水町、沼津市）までを含めるのが妥当である。また、動物や生態系に係る影響範囲の設定については、その種により活動範囲が異なることから、種別に影響範囲を設定すべき。（例えば、クマタカは、行動範囲が4kmであり、オオタカにあっては半径1.5kmとされている）</p>	<p>本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目及び参考手法を基本として、地域の概況並びに太陽光発電事業の一般的な事業特性と本事業特性を勘案して、評価項目を選定しています。また、調査、予測及び評価の手法を同様に設定しています。したがって、本事業の評価項目ごとの影響範囲は、方法書に示した範囲としており、土地の安定性の影響範囲は盛土面が崩壊した場合の範囲として対象事業実施区域から数百mとしました。また、水害については、十分な容量の洪水調整機能を有する調整池を設置することとし、防災施設については適切な管理を行い、発生防止に万全を期しています。</p> <p>本事業により、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観の範囲約3,000mの設定根拠は太陽光パネルを地上約4mの架台に設置した場合、地上から見える範囲を鉄塔の輪郭がやっと見える垂直視覚0.5度として約1,000mとしました。当該地域には伊豆スカイラインがありますので、そこからの眺望を考慮して影響範囲を約3,000mとしました。また、環境省の「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方研究会」検討報告書によると地方自治体の条例の調査範囲の実績は対象事業実施区域から2,000m程度となっています。</p> <p>動植物の直接的な影響範囲は対象事業実施区域から約300mとしていますが、移動性の大きい猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）を参考にし、クマタカの非常巣期高利用域の半径1.5km程度、オオタカの1.0～1.5kmを包含する1.5km程度を1つの目安と考えております。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
8	47	切り土、盛り土による残土処理について、県道11号線を利用する搬出が計画されている。交通上の影響(運搬期間、運搬の通行数の影響、道路幅員不足、排ガス等の影響、地元民の交通の障害)について、長期で広範囲にわたる詳細な調査をしなければならない。函南町平井宮ノ前1102-4の混雑率1.4の箇所の渋滞増加が心配である。	工事車両としては、作業員の通勤車両、工事用資材等の搬出入、残土や伐採樹木の搬出が想定されます。その詳細については準備書の事業計画において策定しますので、残土の搬出量などは準備書に記載します。工事用車両の沿道における道路交通騒音及び降下ばいじんは道路断面を対象としていますので、工事用車両が集中する軽井沢地区周辺の道路端で予測いたします。なお、より広域の影響については工事車両が分散されますので影響は予測地点より小さくなると考えます。工事用車両の排ガス(窒素酸化物等)の影響については影響が想定される参考項目ではありません。「風力発電所建設工事に関わる大気環境アセスメント簡略化の検討」(環境アセスメント学会誌 18、2020)によると、「工事最盛期の工事用大型車両数は業務で得られた走行台数を基に大型車 280 台/日、小型車40台/日で予測される沿道の二酸化窒素の日平均最高濃度は0.0012 ppm程度であり、この値はN02の環境基準の目標値である日平均濃度 0.040 ppm に比べても十分低く、現況濃度がどのような値であれ、ほとんど影響を与えないと言える。」としていますので、影響は小さいと考えます。本事業による地域交通の渋滞については、通勤車両が朝の通勤時間帯に発生しますが、工事現場は軽井沢地区であるため、県道11号線の渋滞箇所(函南町役場前交差点、平成27年度全国道路交通センサス 一般交通量調査結果の可視化ツール)の市街地方面とは反対方向となるため、交通渋滞への影響は小さいと考えます。また、大型車など工事用車両の安全への配慮については、法定速度の遵守はもちろん、地元の車両や歩行者を優先した安全運転に努め、要所に「道路監視員を配置する」などの環境保全措置を検討し、準備書の事業計画に記載するとともに、道路の損傷箇所の補修等については必要に応じて道路管理者と協議いたします。なお、地域交通は県条例の配慮項目として項目があることから、非選定の理由を準備書に記載します。
9	1	県道11号線の道路わきは草木が車道側に覆いかぶさり、大型トラックがこれに当たる可能性がある。このよう場合、当たった枝などはそのまま放置され、その後の交通の妨げになることが十分予測される。草木が多い茂る高さ、大型車の車両を配慮すること。落下した枝木は放置せず直ちに撤去することを文書で約束すること。	工事用車両の走行により、道路に落下した樹木の枝などの障害物については、車両の運行の妨げになりますので、速やかに除去いたします。
10	1	県道11号線旧道を経由して熱海方向に抜ける場合、函南町軽井沢地区から熱海峠まで狭小区間が連続し、路肩が崩落する箇所もある為、特に大型車両の場合は熱函道路鷹ノ巣山トンネルに迂回する必要がある。この場合、丹那盆地内を走行することになる。また、熱海市側は急勾配が連続している為に、大型車両のブレーキ事故が多発しており、地元バス会社ですらブレーキの焼損(ペーパーロック)事故が発生している。熱海側に抜けないという確約か、配慮についての言及が必要。	本事業の資材等の搬出入車両は方法書に示した県道11号線を想定しています。環境保全措置として複数ルートを選択が可能と判断した場合は熱海峠のルートも検討しますが、その際は車両の走行において、周辺車両や歩行者はもちろん、自らの安全に配慮した運転に努めることを準備書の事業計画に記載します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
11	29	<p>事業計画や内容について、既に林地開発許可済みである当該事業については、具体的な事業計画が策定済みであるにも拘わらず環境影響評価の項目及び方法等について検討する材料の記載が極めて不十分なのは大きな問題である。特に、環境影響評価で極めて重要な影響範囲や関係地域の設定が根拠もなく極めて狭い範囲となっていることは重大な問題であるので再考いただきたい。また、一般的な事業との比較が示されているが、そもそも「一般的な事業」がどんな事業を想定しているか不明な上、前述のとおり本事業の規模が示されていないので、なんの根拠にもなっていない。また、環境保全計画についても記載内容が不十分である。また、排水計画において、住居地にある排水路を使用する許可を地元にとっていないのは問題である。</p>	<p>林地開発では申請に必要な事業の内容について記載しており、その内容は県と協議を進めながら詳細な計画を策定することとなっています。したがって、方法書段階では事業の詳細な計画は策定していませんが、準備書においては事業による環境影響を勘案し、環境保全対策を検討したうえで、予測に必要な事業の詳細計画を策定いたします。また、環境影響評価法において、発電事業は経済産業省において、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）に基づき実施されています。この手引きの中で、環境影響評価法の対象事業（太陽光発電事業では出力40MW以上）について、一般的な事業の内容により環境影響が想定される項目として、方法書に示した参考項目が記載されています。本事業は環境影響評価の規模要件より小さいですが、この参考項目を基本として地域特性及び事業特性を勘案して評価項目の選定を行っています。なお、静岡県環境影響評価条例の地下水の変化や河川の変化などについては、当該手引きの太陽光発電所では参考項目ではありませんが、方法書の審査会で非選定の理由を明らかにした上で、準備書に記載いたします。</p>
12	2	<p>東京電力の送電機能に障害があった時に 軽井沢地区、函南町にダイレクトに供給できる仕組みを提案していただけないでしょうか。結論として、地元 函南町、軽井沢地区の状況を的確に把握し、将来にわたって 地元と共生できるような内容に再度ご検討いただきたいと思えます。また、丹那軽井沢地区、例えば既存のオラッチェの発展形態として、牧場とチーズ作りや果樹園或いはブドウ畑とワイナリーなどで自然と人間が共生する場所になるなどメガソーラ事業が何らかの形で地域との共生に繋がると良いと思う。</p>	<p>そのように地域と共生出来る形を弊社も望んでおりますが、経済産業省の制度である為、各関係行政省庁及び関係メーカーとも協議し、可能な限り検討したいと考えております。</p>
13	2	<p>「系統連系は東京電力66kV真鶴No. 107鉄塔に連携予定である。」とあるが、真鶴No.107鉄塔は、対象事業実施区域外の田代盆地南側にあるが、そこに到達するまでのところについて、事業区域内のような環境アセスメントについては必要ないのか。</p>	<p>系統連系は対象事業実施区域の北側に鉄塔を設置し、北側約0.8kmの東京電力真鶴No107鉄塔に連系する予定です。この間に鉄塔3本を設置しますが、工事面積が小さいことから、工事による影響は小さいと考えますが、準備書ではこの範囲を含め対象事業実施区域とします。</p>
14	2	<p>対象事業実施区域及び対象事業に関連して行われる造成工事区域内に、産業廃棄物の不法投棄の形跡がないか現地調査及びヒアリングを行うとともに、表層土壌調査を行い、必要に応じてボーリング調査を行うこと。産業廃棄物が不法投棄された場所を通常の方法で造成することは環境汚染を拡大させる可能性があることから、調査結果に基づき「土壌汚染対策法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従った対応を行うことを明記されたい。</p>	<p>対象事業実施区域内の産業廃棄物の不法投棄は確認しておりませんが、事業の実施にあたっては、産業廃棄物の不法投棄が確認された場合には、関係部署に相談の上、法律等に従って適切に対処いたします。</p>
15	1	<p>対象事業実施区域の隣接地域には太陽光発電発電所が存在しているが、存在しない根拠は何か。また、他の発電事業が存在していたらどんな影響があり、何故こんな項目が必要なのか。</p>	<p>周辺で計画されている他の事業の情報を収集するのは、その事業との複合的な影響を検討するためです。他事業と工事期間と工事用車両ルートが重複した場合は、複合的な影響を評価いたします。したがって、比較的規模が大きい事業として、環境影響評価法の対象事業を確認していますが、県の条例対象事業についても確認が必要と考えていますので、その内容については準備書に記載します。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
16	3	対象事業実施区域と国立公園の第2種特別地域が一部重なっているが、法的な問題はないのか。	国立公園区域内で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合には静岡県と事前に協議いたします。
17	1	軽井沢に泊まった正岡子規も通った根府川通りが建設計画地の真ん中を通っているが今でもこの道を通り景色を楽しみ昔に思いをはせる人もおられます。この道を通るときソーラーが見えないよう森林伐採はしないで頂きたい。	対象事業実施区域内の根府川通りについては函南町文化財保護課と協議して残すように計画しています。現状の計画では、太陽光パネルが完全に見えないようにすることは難しく、緑化フェンス等で可能な限り配慮することを検討致します。
18	6	発電開始から20年後にパネルを撤去すると表明していたが、その際の処分方法と有害物質Pb、Se、Cdなどの処分方法及び環境漏洩対策、再利用 策などを決めておかないと総合的な環境負荷を考えない事業となってしまう。事業終了後のパネル撤去と廃棄方法と環境負荷の大きい物質の扱いの方法についての現実的な決めことと影響についての調査をする必要がある。	事業終了後の太陽光パネルは廃棄物等として評価項目として選定していることから、準備書において、太陽光パネルの特性(IEC 61215、 IEC 61730認証 などの国内外の品質基準と性能基準)を把握した上で、予測・評価いたします。また、「経産省や環境省が検討を進めていく太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進の状況を見極めながら、適切に対応する」ことも環境保全措置として記載したいと考えます。
19	1	電気事業法の技術基準において、太陽電池発電設備を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の指定する斜面に設置する際には、当該区域村の急傾斜地の崩壊を助長するおそれがないように設置することが定められた。しかし、急傾斜地法の指定をうけていない斜面については、相対的にリスクが低いと考えられていたため、技術基準上の特段の定めがなかった。そのため最近の豪雨災害時に、急傾斜地法の指定を受けていない斜面や切土、盛土等の土地改変された場所に設置された太陽電池発電設備が崩落したことを踏まえ、太陽電池発電設備に関する技術基準の見直しを行い、土砂流出を防止する措置が講じられた。この点について方法書で指定有としている。どのように取り扱い、どのように取り組みされるのか伺う。	静岡県では、令和2年7月1日に、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可審査基準及び一般的事項の運用細則が制定されています。一方、本事業の林地開発の許可は令和元年7月8日に取得していますが、具体的な事業計画については、担当部局と協議しながら、制定された設置基準にしたがって策定いたします。
20	8	最寄りの気象観測所として「網代特別気象観測所」の観測データによる現況把握をしているが、当該観測所は相模湾側の熱海市網代に位置しており、玄岳等の稜線を挟んだ駿河湾側である函南町軽井沢地区とは気象条件が異なる。例えば、防災の観点から非常に重要な降水量について、令和元年10月(台風19号)の時間最大降水量を本方法書では30.0mmと記載しているが、同年同月の静岡県丹那雨量観測所では「45mm/h」と1.5倍の時間最大降水量が観測されている。	環境影響評価では対象事業実施区域及びその周囲の既存資料を整理しており、一般的には最寄りの気象官署である網代特別地域気象観測所のデータを用いています。当該地域の属する田方郡は気象庁の予報区分において伊豆地方に区分されており、予報区分内には網代特別地域気象観測所が存在していることから、資料は適切であると考えます。また、国土交通省の水文水質データベースによるとご指摘の丹那雨量観測所の令和元年10月(台風19号)の時間最大降水量は10月12日14時の30mm/hで、10月11日から12日までの総降水量は304mmとなっています。気象庁の過去のデータベースによると三島特別地域気象観測所の台風19号による時間最大降水量43.5mm/h、総降水量392.5mm、網代特別地域気象観測所の時間最大降水量30.0mm/h、総降水量247.5mmであり、丹那観測所の1時間最大雨量や総雨量は網代特別地域気象観測所に近くなっています。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
21	8	観測所として熱海市網代の特別地域観測所のデータが用いられているが、対象事業実施区域は平均的に西風を受ける地域であり箱根連山東側のデータは妥当といえない。西側には三島特別地域気象観測所があり地域の特性を理解していればこちらのデータで検討が行われるはずである。	気象庁の予報区分では田方郡は伊豆地方に区分されており、予報区分内には網代特別地域気象観測所が存在しています。なお、三島市、沼津市等は東部であり、三島特別地域気象観測所が最寄りの気象観測施設となっています。風のデータについては、三島特別地域気象観測所や網代特別地域気象観測所の風は、季節風と海陸風などの地域独特の風が複合された風となります。一方、対象事業実施区域は丘陵地であるため、地上付近の風の出現は周辺の地形の影響を受けた風になると考えられます。
22	2	大気測定局として熱海総合庁舎のデータが用いられているが、対象事業実施区域は平均的に西風を受ける地域であり箱根連山東側のデータは妥当といえない。西側には静岡県大気常時監視システムとして三島市役所があり地域の特性を理解していればこちらのデータで検討が行われるはずである。	環境影響評価では対象事業実施区域及びその周囲の既存資料を整理していますが、本事業の地域の概況の図の範囲（2万5千分の1の地図）に大気測定局が存在しないことから、一般的な選定方法として最寄りの測定局である熱海総合庁舎のデータを用いています。また、当該地域の属する田方郡は気象庁の予報区分において伊豆地方に区分されており、予報区分内にはアメダス網代が存在していることから、資料は適切であると考えます。
23	1	対象事業実施区域は丹那断層を含む断層群の上に計画されており、土壌からも大雨などの山腹崩壊などの自然災害に弱い地域である。	本事業における斜面の安定性については、林地開発申請の際に盛土面の土地の安定性の評価が行われています。その中では、現地におけるボーリング調査結果（基盤層の土壌係数等）を用いて通常時及び地震時の安全率の計算が行われ、計算結果は評価基準を満足しています。なお、大雨時の土地の安定性については評価基準がないことから、地震時の安全率に包括されていると考えます。また、環境影響評価では評価項目として、土地の安定性がありますので、準備書において調査、予測・評価結果を記載します。
24	6	土砂災害危険箇所には土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所が存在していても良い根拠は何か。	対象事業実施区域内は土砂災害危険箇所に指定されていましたが、その後、周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定に変更されました。その内容については準備書に記載します。なお、土砂災害警戒区域は土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域、また、土砂災害特別警戒区域は建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可や建築物の構造規制等が行われます。本事業ではこれら指定地域の土地の改変は行わないことから、事業を実施する上での制約はないと考えます。
25	1	対象区域は事業地から3000m範囲内と以遠の地域からは全く影響がないことのうらづけが必要になる。	基本的に景観の影響の程度は対象事業実施区域から遠いほど影響が小さいと考えられますので、影響範囲で影響が小さければ問題ないと考えます。
26	2	事業地に山腹崩壊地域、土石流危険地域、急傾斜地崩壊危険箇所があるだけでなく、未指定で危険な箇所や、もともと指定予定だったのに未指定の箇所の把握と追加（実質的に危ないので）する必要がある。	対象事業実施区域の状況については、林地開発申請時に現地におけるボーリング調査や地形及び地質の状況を把握するため現地踏査を実施しています。開発計画はその結果を踏まえて、調整池、調整池堤体、造成法面及び擁壁等の構造設計等を行っており、安全は確保されていると考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
27	1	事業特性に関する情報で、防災計画の記載なし：地域防災計画をどのように把握し、それを踏まえての情報を提供する必要があることから要望する。	地域防災計画についての基本的な考え方は準備書の事業計画に示しますが、詳細については災害に関わる計画ですので地元の皆様と協定締結を検討いたします。
28	5	根府川街道を文化遺産として保存してください。根府川通(日金道)は、三嶋社→大土肥→平井→軽井沢→日金山→伊豆権現→根府川→小田原→鎌倉へと抜ける道です。 その歴史的価値は、古代においては伊豆国府(三島)と伊豆山権現(走湯権現)とを結ぶ日金山信仰の道であり、中世においては、源頼朝や北条氏によって二所詣(伊豆権現、箱根権現、三嶋明神)が行われ、史跡北条邸(韮山)に泊まって鎌倉へ帰還した道です。鎌倉古道は、一般の道と異なり重要視されていませんが、この歴史的な遺産を守る必要があります。根府川街道は、史跡(日本遺産など)として残すべきものと考えます。文化財として守るためには地権者の協力が必要です。800年以上も時が経った中で、道は大きく変わっていますので、道路脇の土塁や崖の墨跡、側溝の跡、地固めの跡など発掘調査をしてほしいです。	対象事業実施区域内の根府川街道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画しています。現状は埋蔵文化財法蔵地では無い為、調査は致しませんが、工事中に出土した場合は速やかに報告し、適切に対応する予定です。
29	1	事業地域内を横切る根府川道沿いには石仏等の埋蔵があるので発掘調査の必要がある。	対象事業実施区域内の根府川道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画していますので、現状は埋蔵文化財法蔵地では無い為、調査は致しませんが、工事中に出土した場合は速やかに報告し、適切に対応する予定です。
30	1	建設予定地近くの函南町有形文化財は火雷神社だけではありません。建設予定地の軽井沢には函南町指定の有形民俗文化財である源頼朝をかたどった駒形像、田代には同じく函南町指定の有形民俗文化財の双体道祖神があります。建設後、台風19号並みの雨が降れば土砂災害で喪失する可能性がある。調査、予測、評価をしてほしい。有形民俗文化財を保存するための対策を示してもらいたい。	文化財保護法に定められている文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群があります。これらの文化財のうち重要なものを文部科学大臣が指定・選定等をして、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国の重点的な保護の対象としているため、方法書には、史跡、天然記念物、名勝を記載しています。「函南町文化財マップ」によると「駒形像」は民族資料の分類となっているため記載しておりません。本事業では対象事業実施区域内に重要な文化財は存在しないことから、評価項目として選定しておりません。
31	2	河川について、河川位置の記載のみで、対象事業実施区域を流域とする柿沢川の現況や過去の浸水被害状況についての記載が全くなく、丹那沢に至っては位置すら記載されていない。位置形状の把握に加え、管理状況を踏まえた流下能力の把握もなされていない。	地域の概況では既存資料を用いて河川の状況を整理しており、丹那沢について、水質の現況調査地点の位置図にその位置を示しています。過去の水害等の被害状況については準備書において記載します。また、丹那沢の流下能力等については方法書の事業計画で防災調整池の構造等の概要として記載しており、準備書においても同様に記載します。
32	1	地域の概況で水道水として地下水が利用されていると記載があるが、対象事業実施区域内の地下水の状況は把握されていない。	対象事業実施区域内の地下水については、方法書で示した7地点のボーリング調査地点の調査結果を整理して準備書において記載します。
33	4	水質調査地点として、平成30年度は来光川の大土肥橋で水質調査が行われているとあるが、対象区域の水質を考えると、来光川では柿沢川とは水系がまったく異なり、参考にはならない。やはり実際に赤沢川、柿沢川の取水点に拠ったデータが必要である。	既存資料として、静岡県等のデータを整理しているため、最寄の地点として選定しています。しかし、函南町において柿沢川の水質の調査が実施されていることから、準備書ではその資料のデータを記載します。また、評価項目として水の濁りを選定していますので、対象事業実施区域から雨水が排水される赤沢川と柿沢川の合流点の1地点、丹那沢の1地点及び柿沢川と丹那沢の合流点1地点の合計3地点で現地調査を実施します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
34	4	地下水の水質についても、本方法書で取り上げているM7「沼津市中瀬町」の実際の測定地点は沼津市大岡であるなど、軽井沢地区とは遠く離れた地点での観測データである。軽井沢地区周辺の地下水の水質結果を記載すべき。	既存資料として、静岡県地下水データから対象事業実施区域内の地下水の資料を整理していましたが、函南町において水道水（簡易水道）の水質の調査が実施されていることから、準備書ではそのデータを記載します。
35	6	方法書にはホームページの「静岡県ため池マップ」によると農業用ため池が存在しないとの記載があったが、誤りである。「静岡県ため池マップ」は身近な水辺空間を紹介する物である。周辺には、事業地直下の軽井沢池のほか、牧場池、三角池、柏谷池が存在しており、「函南町ため池マップ」の凡例に「農業用ため池」との記載がある。「更新日：2020年2月25日」の記載もあり、方法書作成の前の閲覧の令和2年6月より前に更新されているので、なぜ方法書では存在しないと結論付けたのか。本当に現地調査や文献調査をしっかり行っているのか、甚だ疑問である。	既存資料として、静岡県の資料を用いて対象事業実施区域及びその周囲のため池の状況を整理していましたが、函南町には4箇所の農業用ため池があり、調査地域には2箇所（軽井沢池、三角池）あることを確認しましたので、準備書では修正して記載します。
36	1	ボーリング調査結果は、表の数値を見ると、ボーリング一本分のデータかと思われる。対象区域のどこをボーリングしたのか、このデータからはわからない。	ボーリング調査結果は対象事業実施区域（調査地点No1～No7）の全体の地層の状況を示しています。
37	1	「標高10m程度の盆地状の低平地である田方平野東側の丘陵地に位置する」との記述があるが、事業地や周辺は丘陵地というのは誤りで、実際は盆地に隣接する山間地斜面である。	丘陵とは、なだらかな起伏や小山の続く地形のことであり、地形学では高度や起伏が山より小さく、台地より大きいものを指すことから丘陵地としていましたが、函南町の景観構造の分布状況等では対象事業実施区域は山地ゾーンとなっていますので、準備書では「山地斜面」に修正します。
38	1	重要な地形地質として「丹那盆地と丹那断層」「田代盆地、火雷神社の断層変異地形」等、丹那盆地に係る記述があるが、当該地域における断層群は、丹那断層の中に入り丹那断層と連携している断層群である。この断層の存在は非常に大きな意味がある。	丹那断層は昭和5年の北伊豆地震(M7.3)を起こした断層であり、同地震の際に動かなかった周辺に分布する活断層群を含めた、芦ノ湖から函南町、韭山町、大仁庁を経て中伊豆町に至る長さ約35kmの断層帯が北伊豆断層帯です。丹那断層の過去の活動状況については次のことが確認されています。過去6000～7000年にわたって堆積した地層に4枚の火山灰層と9回の地震の跡を確認、最新の活動は1930年の北伊豆地震であり、それ以前は841年の北伊豆国地震(M7.0)を含め8回の断層活動をj確認、1000年で約2mの割合で「左横ずれ」が生じていることを確認、以上の結果からこの断層は700年～1000年のほぼ規則正しい間隔で活動しています。丹那断層は1930年の北伊豆地震を起こしてエネルギーをj発散していますので、しばらくの間は活動しないと考えられていますが、周辺の断層群については未知の部分が多いことから、林地開発では地震時を踏まえて盛土面の安全率や調整池堤体の構造を設計しています。
39	1	農業「また、販売目的の家畜等の飼育経営体数は、函南町が乳用牛…で最も多くなっている。」とあるが、丹那は酪農地帯であり、酪農が最重要産業となっている地域である。酪農に対する影響についても考えるべきではないか。「除草は人間の手でやる」かのような説明があったが、無理な話だ。結局除草剤がまかれたら、下流域に絶大な被害が出るではないか。	地域の概況については既存資料を用いて資料を整理しており、販売目的の家畜等の飼育経営体数を最も多いものを記載しています。準備書では、「なお、函南町では肉用牛の飼育経営体数も乳用牛の22に対し、19と次に多くなっている。」を追記します。また、草刈りについては弊社の他の太陽光発電所において人力で実施している実績がありますので除草剤は使用いたしません。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
40	1	自動車騒音の状況については、熱海と函南・三島方面を結ぶ幹線道路「県道熱海函南線」での観測値を記載しているが、静かな軽井沢、丹那、鬚の沢地区等とは地自動車騒音の状況が全く異なることは明白。	地域の概況は既存資料を用いて対象事業実施区域及びその周囲の状況を整理しています。本事業の工事用車両の影響については評価項目として選定していますので、工事用車両が集中する主要な走行ルートである県道11号線の軽井沢地区付近の地点で調査、予測・評価を行います。
41	2	P.123 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況「対象事業実施区域内にはこれらの配慮が特に必要な施設はない。」とあるが、「対象事業実施区域の周囲には、約0.9kmの位置に丹那小学校及び丹那幼稚園がある。」という事実は重要である。小学校や幼稚園に通う子どもたちへの配慮は必要ないのか。今回のメガソーラー計画に反対している人たちは、子どもたちが危険にさらされるのではないかという懸念を持っている。なお、本計画で最大の調整池Bは丹那沢の上流に位置し、もしも事故が起きたら丹那小学校、丹那幼稚園は直接被害を受けることになる。防災の意味からももっと検討が必要ではないのか。	調整池Bの下流域に丹那小学校や幼稚園があることは重大であると認識しています。林地開発申請時には、現地におけるボーリング調査や地形及び地質の状況を把握するため現地踏査を実施した上で、調整池Bについては調整池の容量が大きいことから、コンクリート構造の堤体（高さ23m）を設置するとともに、谷部の盛土面等においては、土砂流出対策のための擁壁を5箇所を設置する等の対策を行う予定です。
42	2	自然公園の第2種特別地域とはどのような地域か？ また、この地域が事業実施想定区域に一部係っているが問題ない根拠は？	国立公園区域内で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合には許可が必要になりますので、県の担当部局と事前に協議いたします。
43	1	方法書の P.126 2. 産業廃棄物の状況 「太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されているものもあり、関係法令に沿って適正な産業廃棄物処理等が必要とされている。」とあるが、廃棄物の処理は、事業が終了する先(20年またはその先)まで考えなくてはならない。そこまでしっかりと考えているのか甚だ疑問である。	「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」(2017年12月、一般社団法人太陽光発電協会)に基づき、化学物質の含有状況を公表することとなっていますので、準備書において使用する太陽光パネルの情報を掲載します。また、事業終了後の廃棄物等については評価項目として選定しており、準備書において予測・評価いたします。
44	1	方法書の P.173 (4) 国土防災関係 保安林の指定状況、砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域等に入っていないから危険がないということにはならない。「地権者の承認が得られないから」「危険地域と承認していてもこれからするつもり」という箇所が存在し得る。危険地域は線でくっきりと分けられるものではない。	対象事業実施区域の状況については、林地開発申請時に現地におけるボーリング調査や地形及び地質の状況を把握するため現地踏査を実施しています。開発計画はその結果を踏まえて、調整池、調整池堤体、造成法面及び擁壁等の構造設計等を行っており、調整池Bの盛土面については土砂流出対策のための擁壁を5箇所設置する計画となっています。
45	1	方法書のP.177 ⑥土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ⑦山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険区域 ⑧国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所 これらの表す土地の危険性に関わる記述がない。治山治水の点から外せない項目だらけと思われるが。	対象事業実施区域内は土砂災害危険箇所に指定されていましたが、その後、周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定に変更されました。その内容については準備書に記載します。なお、土砂災害警戒区域は土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域、また、土砂災害特別警戒区域は建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可や建築物の構造規制等が行われます。本事業ではこれら指定地域の土地の改変は行わないことから、事業を実施する上での制約はないと考えます。
46	3	大気汚染、騒音、水質汚濁等に係る苦情の発生状況は函南町、熱海市が掲載されているが、その内容は何か。(具体的な内容がなければ参考にならない)	地域の概況の公害苦情の情報は県の既存資料から収集しており、その内容は示されていません。事例としては、「野外焼却による煙や臭いがひどい」などが考えられます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
47	2	地域特性を考慮していない誤った現況把握に基づく環境影響評価方法書は論外である。より正確な現地情報を把握の上で改めて方法書を作成し、再度、縦覧等の手続きを行われたい。	方法書では既存資料を整理して地域概況を整理しており、太陽光発電事業の一般的な事業特性と本事業の特性を比較した上で、評価項目を選定し、調査、予測・評価手法を選定しています。また、県条例の技術指針に記載のある自然災害（過去の地すべり、崩壊、洪水等の発生状況）の状況については、準備書において記載いたします。
48	4	対象事業の内容について多数の不明な点があり、現況把握も地域特性を考慮しない不適切な内容に基づき、環境影響評価の項目の選定が行われている。対象事業の内容、特に造成等の施工規模や防災施設の設計内容及び設計根拠や流域河川等の区域外の排水路状況、過去の災害等を明らかにした上で評価項目の設定をやり直し、評価項目として選定していない項目については、その理由を全て記載すべきである。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業おける土砂崩壊、氾濫及び地震など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、事業特性と地域特性を勘案して選定しています。また、参考項目になく県条例に項目がある河川の変化、地下水の変化、土壌、土砂の流出、堆積、文化財、地域交通については選定しない理由については県の審査会で明らかにするとともに、自然災害（過去の地すべり、崩壊、洪水等の発生状況）の状況については、準備書において記載いたします。また、事業内容の具体的な計画については予測条件を設定する際に必要となりますので、準備書に記載いたします。なお、方法書の内容については皆様からいただきました意見を基に審査会の審議等を経て確定されます。
49	1	参考にする交通データは平成27年度交通センサスから6年経過し、実際に工事開始まで含めると8年前のデータになる。岐れ道交差点前後での渋滞が増加傾向にあるので、古いデータではなく、新しいデータを使用しなければ正しい把握と検討ができない。	本事業に係る主要なアクセスルートは事業計画に示した県道11号線です。当該道路の交通量は道路交通騒音・振動の調査と同時期に実施いたします。県道11号線の市街地方面の函南町平井宮ノ前の道路交通センサスの昼間の交通量は平成22年度が13,500台/12時間、平成27年度が13,664台/12時間と同程度となっています。
50	1	ダンプ、トラック、工事車両が町内を走行するにあたり、車両の多くはディーゼル車を使用されるのではないかと考える。ディーゼル車排出ガスによる健康への影響も報告されていることから、ディーゼル車から排出される大気汚染物質と健康被害、影響について、建設工事に関わる車両が走行する町内全域での、調査、予測、評価の実施をしていただきたい。	工事用車両の排ガス（窒素酸化物等）の影響については影響が想定される参考項目ではありません。「風力発電所建設工事に関わる大気環境アセスメント簡略化の検討」（環境アセスメント学会誌 18、2020）によると、「工事最盛期の工事用大型車両数は業務で得られた走行台数を基に大型車 280台/日、小型車40台/日で予測される沿道の二酸化窒素の日平均最高濃度は0.0012 ppm程度であり、この値はNO2の環境基準の目標値である日平均濃度 0.040 ppm に比べても十分低く、現況濃度がどのような値であれ、ほとんど影響を与えないと言える。」としていることから、影響は小さいと考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
51	4	工事車両走行による大気汚染や騒音に関する調査等は区域周辺のみでの計画では不十分である。鬢の沢地区など、工事車両の走行が予定される主要地方道11号線を含めルート沿道全域で、大気汚染(N0x、S0x)や騒音・振動の調査・予測・評価をされたい。	工事用車両の沿道における大気環境の影響は道路交通騒音及び排ガスは道路断面を対象としていますので、最も影響が大きい工事用車両が集中する軽井沢地区周辺の道路である方法書に示した地点の道路端で予測・評価します。工事用車両の排ガスについては見解50のとおりです。
52	1	発電所の運転が開始されると変圧器から騒音が発生する。この低周波騒音について環境影響評価方法書の項目に選定されていないので、必ず評価する必要がある。	本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、事業特性と地域特性を勘案して選定しており、低周波空気振動は影響が想定される参考項目でないことから選定していません。しかし、メガソーラーの施設の近隣住宅で問題となる場合もありますので、供用後に事業による苦情が発生した場合には「低周波音問題対応の手引書（環境省、平成16年6月）」に従って、調査を行い必要に応じて対策を検討いたします。
53	20	静岡県環境影響評価技術指針では、評価項目は、「環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。」とあり、「地域特性に関する情報」として「洪水等の発生状況」を明記している。「水害を環境影響評価項目とする」ことは自然かつ当然である。洪水被害や河川沿岸のがけ崩れなど、近隣で発生している過去の災害事例を把握し、想定降水時の全ての対象事業実施区域流域での水害予測や、想定外の降雨時(調整池満水時)等の被害予想を行い、評価を実施してほしい。「水害」等の評価を柿沢川下流部まで拡げて下さい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処するため影響が想定されないため項目を選定していません。この項目を選定しない理由については準備書に記載いたします。また、本事業における斜面の安定性については、林地開発申請の際に盛土面の土地の安定性の評価が行われています。その中では、現地におけるボーリング調査結果（基盤層の土壌係数等）や現地踏査の結果等を踏まえて、通常時及び地震時の安全率の計算が行われ、調整池堤体、造成法面及び擁壁の構造は評価基準を満足するように設計されています。なお、大雨時の土地の安定性については林地開発では対象とされていません。また、準備書では、地域の概況において「過去の地滑り、崩壊、洪水等の影響」を整理するとともに、評価項目では「土地の安定性」について、調査、予測・評価を行います。
54	7	電磁波汚染について、送電線の計画はどうなっていますか。フランスでは、公共の施設・学校・病院等の近くには、法律で禁止されています。電磁波の健康被害について 欧米では許可されていないレベルの日本のメガソーラ建設が電磁波健康障害をもたらすと報告が多い。激化する電磁波公害に対して強い予防原則の立場で検討して欲しい。	本事業の系統連系は田代地区の北東に位置する東京電力の鉄塔に接続しますので、その位置については準備書に記載します。また、電磁波等の健康影響については、過去の発電事業の環境影響評価において問題となったことがないことから影響は想定されません。
55	1	影響の実測は、単位時間の評価だけでなく、平均値や最大、最小値の評価も行う。	環境影響評価項目の予測に係る評価時間は、環境基準や規制基準など、項目ごとに決まっている評価時間で予測を行います。例えば、粉塵等は降下ばいじん量で、1か月当たりの降下ばいじん量(t/km2/月)、環境騒音は昼間が6時から22時、夜間が22時から翌日の6時までの等価騒音レベル(LAeq、デシベル)などです。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
56	1	<p>景観：視認可能な範囲に眺望が重要な要素となっている別荘地が存在していることから、「対象事業実施区域を視認できる地域全て」を調査地域とされたい。視認可能な住居からの景観に係る影響の予測については、別荘地等での土地価格形成要素となっている眺望が資産価値に与える影響を追加されたい。評価の手法については、「影響が実行な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「資産価値に重大な影響を与えることが想定される場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直し若しくは代替措置を行う。」とされたい。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、別荘地等での土地価格形成要素となっている眺望が資産価値に与える影響については、環境影響評価の対象ではありません。また、調査地域については見解170から173のとおりです。</p>
57	2	<p>交通量調査は渋滞箇所を把握した上で、渋滞懸念のある調査地点の工事による交通量負荷増減の、日別、時間帯別の通行車両と台数を計り、環境負荷や住環境の負荷増大量を検討項目に追加し、具体的な低減策の評価を行う。</p>	<p>工事用車両による地域交通については、県条例の配慮項目として項目がありますが、本事業による通勤車両（主要ルートは熱海函南線（旧道））は朝の渋滞が発生する通勤時間帯に発生するものの工事現場は軽井沢地区であるため、県道11号線の渋滞箇所（平成27年度道路交通センサス混雑箇所である函南町役場交差点、交通量13,664台/12時間）の市街地方面とは反対方向となるため、交通渋滞への影響は小さいと考えます。また、大型車など工事用車両の安全への配慮については、法定速度の遵守はもちろん、地元の車両や歩行者を優先した安全運転に努め、「道路監視員を配置する」などの環境保全措置を検討し、準備書の事業計画に記載するとともに、道路の損傷箇所の補修等については必要に応じて道路管理者と協議いたします。この地域交通の項目を選定しない理由については準備書に記載いたします。</p>
58	1	<p>造成等による一時的な影響において、沈砂池をはじめとする調整池等も含んだ造成工事時における降雨時の土砂のサイト外や河川流出などに関して水質及び土質、動植物への環境影響についても行う必要がある。</p>	<p>事業に伴い樹木の伐採や土地の改変を行います。造成法面等は転圧や緑化を行い、濁水の発生を抑制します。また、沈砂池工事を先行することで、工事中の降雨時の土砂流出や濁水の発生を抑制するとともに、濁水が流出する河川等の水の濁り及び流量観測、対象事業実施区域の表層の土質調査を行い、準備書において、水の濁りの影響が最も大きいと考えられる沈砂池出口の排水が河川等と合流する地点において予測・評価を行います。評価の際には降雨時の水の濁りの現況と予測結果を比較して評価しますが、事業による影響が大きい場合は追加の環境保全措置を検討しますので、水生生物等への影響は小さいと考えます。また、先行して設置する沈砂池工事のための仮設沈砂池については必要に応じて検討を行い、設置する場合は準備書に記載します。</p>
59	1	<p>第4章に係る意見 4.1環境影響評価の項目の選定について ④その他環境：地盤（土地の安定性）については「地形改変及び施設の存在」について評価項目しているが、造成工事中の土砂災害もありうることから、「造成等の施工による一時的な影響」についても評価項目として選定すべき。</p>	<p>土地の安定性は、地形改変及び施設の存在で評価項目を選定しており、造成等の施工による一時的な影響については、盛土が最も厚くなった時期（工事完了後）で、施設の存在時と同じ条件と考えることができるため影響が想定される参考項目となっていないことから、選定しておりません。</p>
60	1	<p>静岡県環境影響評価技術指針には、土地の安定性と地盤沈下の項目があり、軟弱地盤、湧水、地下水についての調査があげられている。事業地域には活断層が複数存在し、いずれも浸食により谷を形成している。</p>	<p>地盤沈下については発電所の一般的な事業として大量の地下水を汲み上げないことから、影響が想定される参考項目になっていません。土地の安定性については評価項目として選定しており、ボーリング調査により地質の状況を把握して、通常時及び地震時の予測・評価を行います。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
61	1	景観や反射光の影響が心配である。熱函道路やダイヤモンド各地から見渡せる地点から調査、予測・評価をするべき。	「主要な眺望点は、不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所としました。また、自然公園等、景観を保全すべき区域がある場合には、当該区域内の展望所等の眺望点も含む」という一般的な観点から地点を選定しました。
62	4	根府川道に関連した事業地内の石仏等の存在を示す文献があるので、遺跡調査方法を提示する必要がある。	対象事業実施区域内の根府川道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画しています。現状は埋蔵文化財法蔵地では無い為、調査は致しません。が、工事中に出土した場合は速やかに報告し、適切に対応する予定です。
63	2	第4章に係る意見 4.1環境影響評価の項目の選定について ④その他環境：産業廃棄物の不法投棄についての現状把握がなされていないことから、土壌汚染等(不法投棄された産業廃棄物が存在した場合の汚染被害を含む)についても、評価項目として選定すべき。	対象事業実施区域内の産業廃棄物の不法投棄は確認していませんが、事業の実施にあたっては、産業廃棄物の不法投棄が確認された場合には、関係部署に相談の上、適切に対処いたします。
64	1	直流を交流に変換するとき多くの高調波が発生する。これはラジオノイズとして周辺地域に電波障害を誘発する。TVやラジオの受信障害になるばかりか、防災無線等地域生活の安全に大きく影響することが懸念されるので、環境影響評方法書の項目に追加すべきである。	電波障害は大規模構造物を設置した時に、反射障害や遮蔽障害で電波障害が発生します。本事業では大規模構造物は設置しないことから、電波障害の影響は小さいと考えます。また、パワーコンディショナについては地表付近の収納箱の中に設置することから、影響は小さいと考えます。
65	2	調査、予測・及び評価の手法における専門家の意見の概要について、専門家の選定理由が全く不明であり、専門家が「調査方法に不足がない」と判断した根拠が示されていない。事業地域の調査経験のない意見聴取は根拠が薄弱である。いずれも生物が専門と推察されるが、今回の事業は地盤の軟弱な活断層上に調整池を作るという事業であり、地質や土木の専門家の聴取を行い、十分な調査を行うべき。	動物の現地調査の基本的な手法では、生息環境への調査による負荷を少なくするため、調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定することとしていることから、専門家等からの聞き取りを実施しています。当該専門家の所属、経歴等については、プライバシー保護の観点から、お答え出来ませんが、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類の生息状況に非常に精通されており、方法書にお示ししている調査手法等をご確認頂いた上でのコメントとなりますので、決して根拠が薄弱なものではないと考えております。また、土地の安定性については、林地開発時に現地調査を行い、現地の地形・地質の状況を十分に把握した上で、盛土部の安全率の計算を実施しており、準備書では同様な手法を用いることから、専門家の助言を受けていません。
66	2	パネル設置による環境への影響はどう評価するのか明確にして欲しい。また、環境保全措置は配慮する、努めるのではなく具体的な内容を記載してほしい。	ソーラーパネルの影響については、景観及び反射光についての予測を行います。予測に際して可能な限りの具体的な環境保全措置を検討した上で、どのようなときにどのような影響が想定されるかなど、定性的に評価したいと考えます。また、景観の定量的な評価については新しい知見が確認できればその評価方法について検討します。
67	12	土砂災害や水害など人の命に関わる項目について、影響が回避されているか検討し、回避できない場合は事業中止を含めた抜本的な事業の見直しをして欲しい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えますので、水害や土砂災害等は環境影響評価の評価項目ではありません。しかし、環境影響評価は、住民の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、事業計画における本事業の設備の安全性等についても十分説明を行い、住民の皆様の不安の解消に努めてまいりたいと考えています。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
68	2	環境に対する配慮が適正に行われているのか、評価方法は事業者による主観ではお手盛りデータになってしまっているので、第三者的（行政には県や事業者に関係のない一般の方など）な判断で評価してもらう必要がある。	環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。
69	1	動植物、生態系の環境保全計画は、影響の低減・周知徹底・努める・可能な限り・検討する等、あいまいな表現でしかない。具体的にどのように調査し対処し、万が一事故や 重大な弊害があった場合はどうするのか。項目のすべてにおいて「やれるだけやる」でしかない。このような方法の提示では話にならない。	方法書に記載の動植物、生態系の環境保全措置は現地調査を実施していないことから、一般的な太陽光発電事業の内容となっています。準備書では1年間の現地調査結果並びに事業計画の詳細な内容を基に、より具体的は環境保全措置を検討して記載します。
70	1	人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全計画は、影響の低減・周知徹底・努める・可能な限り・検討する…など、あいまいな表現でしかない。具体的にどのように調査し対処し、万が一事故や 重大な弊害があった場合はどうするのか。項目のすべてにおいて「やれるだけやる」でしかない。大事なコミュニティーを壊滅させる恐れが大。	人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全計画は工事用車両の走行が、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに影響を与えるか評価するものですが、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス車両への影響がないので、評価項目として選定していません。
71	4	粉塵、煤塵等の調査については、大量の残土処理を行うことから事業地内だけでなく、運搬先まで含めた、長期で広域にわたる調査を実施すべきである。また、気象調査地点が、事業地の谷間の最も低位置の場所の1箇所のみとなっている。事業地を代表する場所として不適切・不足している。	工事用車両の走行に伴う降下ばいじん及び風の調査は、沿道において四季各一か月の調査を実施する適切な地点を確認できなかったことから、対象事業実施区域及びその周囲を代表する地点として、比較的開けた場所を選定し調査地点としています。工事用車両の沿道における大気環境（粉じん等）の影響は道路断面を対象としていますので、最も影響が大きい工事用車両が集中する軽井沢地区周辺の道路端（道路断面）で予測・評価を行います。なお、より広域の影響については工事車両が分散されますので影響は小さくなると考えます。予測においては、この測定値をバックグラウンド量として、一般車両及びピーク月における工事用車両の走行に伴う降下ばいじんの寄与量を算出し、重合して将来の降下ばいじん量として評価いたします。また、降下ばいじん量は測定単位がt/km2/月であり、調査地域における年間の大気質の状況を適切に把握することとし、風の出現が季節ごとに特徴があることから、四季各一か月としました。
72	6	粉塵の気象調査地点が事業地域内で最も低位置であり、しかも事業地の末端である。事業地は高度差の大きな65ha全域で事業を行う計画である。調査地点を増やし、事業地域内部の谷、尾根や最高点の周辺、北端、南端、西端、東端での調査も行い、比較整理と解析を行わねば調査を行う意味がない。	建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量及び風の調査は、対象事業実施区域を代表する地点として、比較的開けた場所を選定し調査地点としています。予測においては、この測定値をバックグラウンド量として、建設機械の稼働がピークとなる月において、降下ばいじん量の寄与量を予測し、それらを重合して将来の降下ばいじん量として評価いたします。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
73	2	ダンプ、トラック、工事車両が町内を走行するにあたり、車両の多くはディーゼル車を使用されるのではないかと考える。ディーゼル車排出ガスによる健康への影響も報告されていることから、ディーゼル車から排出される大気汚染物質と健康被害、影響について、建設工事に関わる車両が走行する町内全域での、調査、予測、評価の実施をしていただきたい。	工事用車両の排ガス（窒素酸化物及び浮遊粒子状物質）の影響については影響が想定される参考項目ではありません。「風力発電所建設工事に関わる大気環境アセスメント簡略化の検討」（環境アセスメント学会誌 18 (1) : 63-70 (2020))によると、「工事最盛期の工事用大型車両数は業務で得られた走行台数を基に大型車 280 台/日としたとき、小型車40台/日を含めて予測される沿道の日平均最高濃度は風速2 m/sとして0.0012 ppm程度であった。この値は 二酸化窒素の環境基準の目標値である日平均濃度 0.040 ppm に比べても十分低く、また、一般環境測定局の二酸化窒素計測器の計測誤差範囲程度の低い濃度であることから、現況濃度がどのような値であれ、ほとんど影響を与えないと言える。」としています。
74	1	発電設備から発せられる騒音について、風向きによっては近隣住民に影響を及ぼすと懸念される。現状、熱海の花火大会の音や十国峠の館内放送の音も届いている。どの程度の騒音が届くか、風向きを考慮した調査しなければならない。	太陽光発電施設では、パワーコンディショナ等の騒音発生源が想定されますが、それらはコンテナ等に収納されて地上付近に設置されますので、騒音の影響は風の影響を受けて広範囲には及ばないと考えます。また、施設の稼働による騒音は評価項目として選定していますので、準備書において調査、予測・評価を行います。
75	3	工事用資材の搬出入に伴う調査地点の設定根拠が、11号線沿道の1か所であるのは論外である。搬入経路はすべて勾配が急な上り坂である。調査地点は平井地区から事業地までの沿道すべてを評価すべきである。道路幅員が狭く、すれ違い時に停車を余儀なくされる民家近くの場所を複数選定し、交通の影響を評価すべき。	工事用資材の搬出入に伴う道路交通騒音は、軽井沢地区周辺の調査地点において交通量の調査を含め測定を実施し、工事車両の日最大台数を用いて予測・評価いたします。予測地点は工事用車両が集中する地点のため影響が最も大きいと考えられます。したがって、軽井沢地区より遠い地点については工事車両が分散されるため、道路交通騒音の影響は予測地点より小さくなると考えます。また、道路沿道の予測手法は直線道路を想定し、道路上に車両が直線状に並んでいると想定して、それらの車両からの騒音等を予測します。したがって、工事車両の台数が少ないと車両間の距離が大きくなることから1台の車両による影響が寄与値となりますので、適切に予測されると考えます。また、予測手法は道路の勾配も考慮した手法となっています。
76	4	騒音・振動の調査点が、直下の軽井沢区の3か所では論外であり、事業区域は丹那盆地流域の一角にあり、盆地全域への影響評価が必要である。（事業地区が直接見通し可能な丹那盆地全域、丹那盆地西側の丘陵、ダイヤモンド地区、伊豆スカイラインにおよぶ範囲、軽井沢区泉龍寺近くなど）	対象事業実施区域内には、自動車の走行、施設の稼働などの騒音発生源がないことから、どこで測定しても騒音レベルは小さく静穏な地域と考えられます。したがって、環境騒音の調査地点は、対象事業実施区域の気象の観測地点1地点でも代表できると考えましたが、調査地点を対象事業実施区域の周囲の民家（北北西側住居、西側住居、西南西側住居方向）の敷地境界付近3地点としました。準備書においては施設の稼働及び建設作業騒音について、予測・評価を行います。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
77	1	環境基本法や騒音規制法の騒音基準は音の総合的な大きさを指標としている。パワーコンディショナ特定の周波数が卓越する音の調査、周波数に応じた幅広い調査をしなければならない。また、パワーコンディショナの影響以上に、パワーコンディショナを稼働させるための空調機器の騒音の影響も大きい。空調機器については夜間であっても騒音源となることを想定した調査を行わねばならない。	パワーコンディショナ等による低周波空気振動は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）において、太陽光発電事業により影響が想定される参考項目ではありませんので、影響は想定されません。しかし、メガソーラーの施設の近隣住宅で問題となる場合もありますので、供用後に事業による苦情が発生した場合には「低周波音問題対応の手引書（環境省、平成16年6月）」に従って、調査を行い必要に応じて対策を検討いたします。
78	3	騒音等の調査については、6時から22時に1回、調査期間中1回となっているが論外である。複数の時間帯を設け、長期（天候の違いによる調査も含め）の調査が必要である。	騒音の測定については太陽光発電所のパワーコンディショナの稼働時間帯は24時間とし、建設機械の稼働時間帯は実態を考慮して昼間の時間帯（6～22時）としています。また、調査時期は一般的な騒音の測定頻度として、環境騒音を把握するうえで、代表的な時期（鳥の鳴き声や虫の音など特定の騒音が発せられない時期）に1回としています。
79	1	工事のために起こりうる騒音が大きく懸念される。酪農地帯として、牛にストレスを与えることは経営にもひびいてくると思う。	建設作業騒音については評価項目として選定しており、環境保全措置を検討した上で準備書において、調査、予測・評価を行います。動物への影響については評価しませんが、可能な限り影響が低減されるように環境保全措置を検討いたします。
80	3	大型の工事関係車両の通行による県道11号線沿いに建っている家屋への振動による影響の調査を綿密に実施する必要がある。軽井沢地区には県道11号線に張り付くように建っている家屋が多い。これだけの大型車両が通過すれば家屋の損害は避けられない。工事着手前の個別の家屋の現況を調査し、どの家屋にどのような影響が及ぶ可能性があるのか調査を要す。	工事用資材の搬出入に伴う道路交通振動は、軽井沢地区周辺の調査地点において交通量の調査を含め測定を実施し、工事車両の日最大台数を用いて予測・評価いたします。また、予測結果が規制基準を調査した場合は、車速の低減や路面の道路管理者と協議して平坦性の改善など、追加の環境保全措置を検討します。
81	6	工事時の水質の濁りは3kmどころではなく、もっと下流まで調査するべきだ。富士川汚濁水の桜エビ問題もある。	造成時の施工による一時的な影響による水の濁りについては、環境保全計画として造成法面等は造成後速やかに転圧や緑化を図り、開発による土砂流出や濁水の発生に対処するため、沈砂池工事を先行し、工事期間中の降雨による土砂の流出による濁水の発生を抑制します。また、十分な容量の沈砂池を設置することから、水の濁りの影響は低減されると考えます。水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において予測・評価を行います。予測は沈砂池出口の水の濁りを予測し、予測結果が濁水が排水される河川等の降雨時の水の濁りの現地調査結果と比較して評価します。
82	2	水の濁り調査を含め気象観測を行う場合、4季に1回とのことだが、問題なのは平時ではなく、大雨時の排水が問題になるので、大雨時の観測データをもとに検討を行う必要がある。	水に濁りの現地調査は四季各1回の平水時と降雨時に1回実施します。水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において予測・評価を行います。予測は沈砂池出口の水の濁りを予測し、予測結果が濁水が排水される河川等の降雨時の水の濁りの現地調査結果と比較して評価します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
83	1	濁水は、沈砂池の設計条件等を明らかにした上で、沈砂池からの排水濃度を予測しなければならない。予測条件となる沈降試験の土砂の設定根拠、時間降雨量の設定根拠、流出係数の根拠、沈砂池から何川への流入の予測の根拠等がまったく示されていない。	水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において沈砂池等の具体的な事業計画を策定し、調査、予測・評価を行います。予測は現地調査結果（水の濁り、流量、調査時の雨量、表土の土壌沈降試験）を整理するとともに、予測条件を設定して、沈砂池出口の水の濁りを予測し、予測結果が濁水が排水される河川等の降雨時の水の濁りの現地調査結果と比較して評価します。大雨時の対応については見解86のとおりです。
84	1	「調整池の容量を林地開発許可基準に基づき50年確率雨量で設計し、降雨時の河川への放流量を抑制する。」としているが、これは全く現実を見ない基準である。今や、気候変動が世界の問題になり、日本でもここ数年来の異常気象が言われている。「50年確率」で安全を語るのは大間違いである。	静岡県の調整池容量の計算式は50年確率降雨強度を用いて計算されますが、本事業の調整池は開発面積が2ha以上であることから、その計算式の係数aを2として算出しています。したがって、調整池は十分な流量調節機能が維持できるよう設計されています。
85	1	文献資料調査を「最寄りの既存気象観測所のデータ」としているが、参照する観測所の名称が間違っているのではないか。	気象官署としては「網代特別地域気象観測所」のデータや「丹那観測所」のデータを参考にしますので、誤記は準備書において修正します。
86	2	造成時の一時的な濁りは方法書の対象にするが、造成後の降雨時、大雨時、洪水時の濁りは全くなくなるのか立証するか、影響ないことを裏づけする必要がある。	環境影響評価における降雨時の水の濁りの調査については、時間雨量10mm程度を目安に調査を実施しています。大雨時及び洪水時の調査については危険を伴うことから、環境影響評価では対象としていません。なお、一般的には降雨量が多いと河川の水の濁りは大きくなることから、降雨時の水の濁りの評価基準としては、慣例的に時間雨量10mm程度の降雨を対象にしています。なお、造成時の施工による一時的な影響による水の濁りについては、環境保全計画として造成法面等は造成後速やかに転圧や緑化を図り、開発による土砂流出や濁水の発生に対処するため、沈砂池工事を先行し、工事期間中の降雨による土砂の流出による濁水の発生を抑制します。
87	3	評価の手法における環境影響の回避や低減にかかる評価の具体的な記載がない。具体的方法がわからないと、意見を述べようがない。また、環境保全の方法を明らかにするのが方法書なのではないか。	方法書では工事の詳細な計画や現地調査が実施されていないことから、環境保全計画を示しています。準備書では詳細な工事計画が策定され、現地調査も終了していますので、具体的な環境保全措置を計画した上で、予測・評価を行います。
88	1	丹那沢は通常時には涸れ川だが、降雨時のキャパシティや現状と建設後の比較方法及び影響評価方法が不明なので明らかにする必要がある。また、発電所建設による水路の容量オーバーや、改修を行うつもりなら公開する必要がある。	水の濁りは評価項目として選定していることから、準備書において丹那沢の地点を含む3地点の調査結果（平時及び降雨時）を整理し、工事中や供用時の水の濁りについて予測・評価を行います。丹那沢の流下能力については林地開発で評価されており、沢の改修は必要ないとされています。
89	1	丹那盆地の水田に濁り水が入るので反対です。	本事業では静岡県の基準を満足する沈砂池を設置するとともに十分な容量の調整池を設置することから、流量調節機能が維持できるよう設計されています。容量の大きな調節池から顕著な濁りが漏出するとは考えておりません。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
90	3	調整池A-1、A-2のからの水質の調査地点が赤沢川の末端1か所は論外。地元集落の2か所に放流する計画であることから、赤沢川への直接放流する2か所の水質調査は必須である。さらに、調整池Bからの放流は、丹那沢に直接放流する計画であり、丹那沢の放流直下における調査点が濁流の起点であるから、この場所と柿沢川合流地点の調査も必須である。	河川水の水質調査地点は、以下の観点から選定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用時において、降雨時に各調整池から排出される排水が、放流先河川にどのような影響を与えるか。 ・ 工事中において、降雨時に各沈砂池（調節池）から排出される排水が、放流先河川にどのような影響を与えるか。 さらに、調査を実施する上では安全に作業ができる地点を選定することも考慮に入れています。 各調整池からの排水は赤沢川又は丹那沢へ放流されるため、両河川において降雨時調査を実施し、工事中又は供用時の各河川の濁りの状況を予測・評価します。 そのうえでの調査地点は、赤沢川流末と丹那沢流末で十分であり、柿沢川の調査は事業実施以外の影響も加味されることから、適切であると判断しています。
91	1	大土肥橋のBODは市街地に近く、事業所外の人口も多いのと源流が異なる為、実情に即していない。	方法書では文献調査による地域概況は県の資料を整理しており、最寄のBODの測定値として大土肥橋の地点のデータを記載しましたが、柿沢川の水質調査については函南町で実施していることを確認しましたので、最新の調査結果を準備書に記載します。
92	1	町の水道に係る水質汚濁を防止するために「函南町水道水保護条例」が制定されている。水源は丹那盆地等から湧き出る水を利用し、水源保護地域は町内全体としている。太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれているものがあり土壌汚染対策法に基づく第一種～第三種特定有害物質の溶出量試験を行い、水道水に影響のないこと及び条例に適合していることが証明されなければならない。	太陽光パネルの機種については可能な限り有害物質（鉛、セレン、カドミウムなど）の含有が少ないものを選定します。太陽光パネルの機種が決定した場合にはメーカーより有害物質の含有量のデータを取り寄せる事を検討し、確認結果を準備書に記載いたします。
93	4	p126 3.2.7 2「産業廃棄物の状況」に「太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されている」との記載があり、これらの有害物質が自然災害（地震、雷、火災など）による太陽光パネルの損傷で流れ出す可能性があります。また、パネル用の支柱に亜鉛メッキ鉄を使っていた場合は、亜鉛が地下水を通して飲み水に混入する可能性があります。函南町の水道は丹那トンネルの湧水と柿沢川第1・2、肥田の地下水で町全体の83%をカバーしているため、汚染が起きた場合の被害は深刻です。数年前には丹那第2水道に丹那トンネル中から有機溶剤が混入し、実際に水道が使えなくなる事態となったことがあります。化学物質が、ほんの少し入っただけで、飲み水に影響します。水源近くでの太陽光発電は、中止してください。	太陽光パネルの機種については可能な限り有害物質（鉛、セレン、カドミウムなど）の含有が少ないものを選定します。太陽光パネルの機種が決定した場合にはメーカーより有害物質の含有量のデータを取り寄せる事を検討し、確認結果を準備書に記載いたします。
94	1	調整池や事業地に使用するコンクリートや薬剤等の使用に伴う排水の影響は下流の魚類や農業に大きな影響を与える。渇水期や豊水期それぞれについて、影響の予測を広域に行う必要がある。特に地元の稲作への影響について影響調査を行ってほしい。	コンクリート排水については中和槽での処理を検討しており、系外に高pH値の排水は排出いたしません。また、稼働後には、太陽光パネル設置場所は種子吹付を行い緑化いたしますが、雑草に対しては除草剤を使用せず、人手による草刈りで対応いたします。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
95	1	<p>建設工事の際に仮設を行う現場事務所について、当該地域においては下水道が普及していない為、環境汚染を引き起こさない為に日常使用する手洗いや水の独自の浄化槽処理が必要となる。事業地から外に出す車両洗浄の際に使用する水の排水についても触れられていない。また、便所については水洗式ではなく、汲み取り式になるが、環境に配慮した漏洩や汲み取りに対する方法を考える必要がある。</p>	<p>現場事務所が発生する有機汚濁につきましては、し尿につきましては汲み取り式での処理を予定しております。</p> <p>現状は、生活排水につきましては手洗いや水等である為、水路への直接放流を検討しております。</p> <p>また、車両洗浄につきましては懸濁物質を場外に出すことを極力抑制するために、溜水での洗浄、土砂沈降後に浚渫を予定しております</p>
96	12	<p>柿沢川の水利を利用し丹那地区の稲作が行なわれております。発電施設用地の除草管理をどの様に行われるのでしょうか。もし除草剤を大量使用となると下流の農作物、生態系にも多大な悪影響が予想されます。この件に関しても大きな不安を感じます。また、事業を継続する20年間は運用する会社が変わってもいっさい農薬をまかないと約束し続けてください。</p>	<p>ソーラーパネルの周辺などの雑草については、弊社の全国の発電施設と同じく除草剤は一切使用せず、人力による除草作業を行います。また、その内容については地元との協定締結を検討します。</p>
97	1	<p>パネル設置予定地の下部隣接地には自然湧水があり、その水源は、現在も家畜飼育の重要な水源となっている。自然林の伐採は致命的である。また、除草剤等農薬の多量使用により、水質問題が懸念される事は言うまでもない。</p>	<p>事業活動に伴う一般排水や生活排水がないことから、水の汚れによる影響は想定されません。また、対象事業実施区域には流域ごとに調整池を設置することから、流域の雨水は調整池を経由して下流域の河川に排水されますので、降雨後は一定の水は流れますので水の利用は可能であると考えます。</p>
98	44	<p>計画土地固有の問題の考慮がない。土石流危険区域であるにも関わらず、調整池の構造や安全対策が記されていない。当該計画地は、上記にもあるがスコリアという脆い火山性地層が岩盤の上に重なり、直近でも近辺において多くの地滑り土砂崩れを起こした。また、有名な丹那断層の枝断層が、よりにもよって計画されている2万4千トンもの最大調整池の直下を走っている。大地震や19号の様な台風が襲来した時には、ただでさえ緩みやすい地盤と水と本体の重さで巨大調整池ごと土砂崩れを起こしうる可能性がある。考えるだけでも恐ろしいが、その時真下の小学校や幼稚園に園児や学童がいたら、また広域避難所でもある学校に多数の住民が避難していたらどうなるのか。</p> <p>土地の安定性のボーリング調査は、林地開発申請前に実施したNo.1からNo.7までの6カ所とあるが、当該地域の複雑な地層や地質、活断層の上に作られるものであることなどを考えると、7カ所では足りないのではないか。建設区域内と周辺に複数の活断層があり、専門家からもこの事業について危険性を指摘している。地域住民の防災、危険リスクを考慮した計画になっているとは思えない。大地震の発生等の事態も想定された調査計画として改めて、調査、予測、評価を行っていただきたい。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など防災の観点からの対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。本事業の土砂流出対策については、林地開発において現地調査を行い、現地の地形・地質の状況を十分に把握した上で、調整池の堤体の構造（通常時、地震時）、法面の設計基準及び盛土面（通常時、地震時）の安全性等について専門の技術者等の意見も含め検討し、手続きを行っております。このように、林地開発行為等の手引きに示された基準は、活断層などで発生する大地震、豪雨による洪水及び土砂崩壊の影響を低減するための基準となっています。</p> <p>また、環境影響評価条例の項目としては、「土地の安定性」を評価項目として選定しています。現地調査としては対象事業実施区域全体の地質構造を把握するための3地点及び調整池の設置予定地4地点でボーリング調査を実施しており、その結果、黒ボク土、ローム層など対象事業実施区域全体の地質構造や地下水の状況を把握しています。また、準備書においてはボーリング調査結果を整理するとともに、予測においては盛土部において、基盤面及び盛土面の地質の状況を計算条件として設定し、通常時及び地震時の安全率を予測し、基準値と比較することで評価いたします。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
99	1	平成26年3月に配布された、「函南町防災マップ」を見ると、丹那小学校付近の地震・土砂災害避難マップに特別警戒区域・急傾斜地の崩壊、土石流危険区域の表示があります。そこはメガソーラーの開発区域の裾野に当たるのではないのでしょうか。木を伐採した後の開発地域は雨水の保全が弱くなるので、更に危険だと思います。近隣に影響を与えることを考慮・評価されるべきです。	対象事業実施区域内は、一部土砂災害危険箇所指定されていましたが、その後、周辺地域を含め土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定に変更されました。その内容については準備書に記載します。なお、土砂災害警戒区域は土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域、また、土砂災害特別警戒区域は建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可や建築物の構造規制等が行われます。本事業ではこれら指定地域の土地の改変は行わないことから、事業を実施する上での制約はないと考えます。
100	3	事業エリアBの北側のパネル設置地区の直下にある活断層付近から雨季には大量の湧水がある。工事に伴い地下水による斜面崩壊の危険についての評価が全く記載されていない。湧水期、出水期の湧水および地下水の調査を十分に行い、崩壊の危険性について評価を行い事業が安全である根拠を地元民に示さねばならない。	調整池B予定地のボーリング調査の結果によると、当該箇所は表層の河床堆積物層があり、その下は強固な多賀火山噴出物層となっています。また、表層には帯水層が確認されたことから、降雨時には表層に雨水が溜まり、それが溜まって、湧水として下流に流出していると考えられます。本事業では調整池Bを設置することから、当該流域の雨水は調整池を経由して下流域の河川に排水されるため、降雨後は一定の水は流出しますので水の利用は可能であると考えますが、調整池Bで確認された帯水層の浅井戸（不圧地下水）への影響の可能性は全くないとは言いきれませんので、現地調査として、丹那沢周辺における利水調査を実施したうえで、必要に応じて工事前調査、工事中調査、供用後調査を実施することとし、その結果は所有者に説明いたします。なお、供用後に事業による影響が想定された場合は必要な措置を検討したいと考えます。
101	3	建設工事最中に大雨や洪水などが発生した場合の記載が全く無いので、大雨が地表を流れたり崩壊の危険性や土砂流出などの環境対策と減災の検討と対策が必要。この場合、土地の安定性の項目にある影響が想定される範囲数百mという根拠も示す必要があり、それが確認できなければ、影響の想定される範囲まで広げる必要がある。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、土砂崩壊、氾濫及び地震など防災の観点からの対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、土地の安定性の影響範囲は、調整池A-1及び調整池Bの上部にある盛土面の土地の安定性について予測・評価することとしており、盛土面の土地の安定性ですので、影響範囲は対象事業実施区域から数百mとしています。
102	6	地質の状況において、当該エリアが「極めて浸食されやすく脆弱」とされるスコリアを母材とする土壌である事実の記載が全くない。また、活断層が記載されている図3.1-16を掲出しておきながら、調整池計画地の直下を含め事業実施対象区域内に複数の活断層が存在していること及び事業実施対象区域直下に砂防ダムが設置されている砂防指定区域があり、当該区域も地権者同意があれば砂防指定区域にする予定であったことを記載していない。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業による土砂流出、氾濫及び地震による影響など防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。地域の概況では既存資料により、地形及び地質の状況では、地形の状況、地質の状況及び重要な地形及び地質を整理しており、活断層が存在することは方法書の図に示しています。林地開発においては盛土部の安定性や構造物の設計において地震による影響を考慮した安全率等の計算が行われていることから、活断層による地震が発生しても影響がないような設計基準となっていると認識しています。準備書では評価項目として、土地の安定性を選定しておりますので、具体的な事業計画に基づき、調査、予測・評価いたします。また、地域の概況では対象事業実施区域内に活断層郡が存在することを明記します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
103	4	建設予定地の真正面に住んでいますが、ソーラーパネルの反射光によって体調を悪くしたりしないか心配です。また、計画地の正面に牧場が所在しているが、反射光の家畜への影響が懸念される。	対象事業実施区域は山間地に位置し、周囲には残置森林を設置すること及び低反射のソーラーパネルを採用することなどから、隣接する住居や牧場等への反射光の影響は低減され则认为します。また、反射光は準備書において評価項目に選定していますので、具体的な環境保全措置を設定した上で、予測・評価を行います。なお、低反射のソーラーパネルの性能については準備書への記載します。
104	29	反射光については、季節により太陽高度、位置の変化があることから1回の調査ではなく、朝、昼、夕の3回の調査を月1回行い、1年間にわたる継続した調査してほしい。住居地付近に設置されたソーラーのために、熱中症を引きおこしたり農地付近では、作物の成長に影響があるという事例も聞く。被害予測を示さねばならない。また、反射光は景観との関連が強いため、事業地が見える伊豆スカイライン、丹那盆地内、熱函南道路、県道11号線のそれぞれの沿線の多地区にわたって詳細に調査しなければならない。	反射光は、入射角に対して同じ角度で反射することから、太陽高度が高い昼間は反射光の影響は想定されませんが、朝や夕方時間帯が対象になると考えます。したがって、対象事業実施区域の東側は夕日の影響を受けますが住居等の保全対象がありません。一方、日の出時は対象事業実施区域の西側の地点への影響が想定されます。ただし、日の出後の反射光は対象事業実施区域の東側の地形の影響を受けるため影響は限定的であると考えます。また、反射光は環境影響評価において評価項目として選定していますので、環境保全ついで配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住居等を対象として、現地調査を実施し、地形の状況、建物の位置、窓の状況等を把握したうえで、準備書でその結果を整理し、予測・評価を行います。
105	1	動物の「可能な限り・・・影響の低減を図る・・・」は具体的に説明して下さい。植物の「必要最小限にとどめ・・・」の最小限とはどの程度か、分からない。生態系の「環境の分断を低減する・・・」は低減するでは不十分です（具体的に示すこと）。	方法書段階では現地調査を実施していないことから、基本的な環境保全計画を示していました。今後は現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における生物の生息状況を把握してまいります。準備書ではその結果及び熟度が高まった事業計画を踏まえ、具体的な影響の低減策について検討してまいります。
106	1	動物、植物共に静岡県版レッドデータブックⅡ類以上の希少種が多く確認されているようです。太陽光を設置する前の保全対策を明確にしておいた方が良くと思います。	方法書においてお示ししている重要種については、一部を除き多くが文献その他資料により確認された種となっております。今後の現地調査により、対象事業実施区域及びその周囲における生物の生息状況を把握してまいります。その結果及び事業計画の内容を踏まえた上で、保全対策について検討し、準備書においてお示しいたします。
107	1	動物・植物調査については、事業者が静岡県環境保護条例に基づいて調査を行った報告資料をもとにした記載である。この報告資料と今後行う調査内容の違いを明確に示さなければならない。調査結果の流用で調査完了は認められない。また、調査依頼を受けた業者が環境影響評価の調査と称してすでに調査を行っている実態があるが、今後時間をかけて何をどの期間調査するのかを示さねばならない。	植物に関しては、過去に実施した調査結果を利用することを検討しておりますが、今後実施する動物に係る調査の際にも、重要な植物種が確認された場合には記録等を実施することとし、対象事業実施区域及びその周囲における動植物の生息、生育状況を把握してまいります。今後実施する調査の具体的な内容等については、方法書p225～239をご確認頂ければと思います。
108	3	環境アセスでは出来るだけ長期かつ大規模、そして詳細な生物調査をすべきです。また、同計画では移植した先で個体数を大幅に減らしたり生存が確認できなかった希少植物もあり、安易な移植は希少生物の急減や絶滅を招きかねません。生物の移植に関しても慎重に慎重を重ねるべきであり、一見移植が成功したように見えても数年の間に消失する場合もあることから、移植後には最低でも三年程度の時間をかけ、成否を判断する必要が有ると思います。	ご指摘のとおり、植物の移植を実施した場合、その後の活着状況の把握は重要であると考えております。今後の調査結果及び事業計画を踏まえてになりますが、必要に応じて専門家にご意見を頂きながら、移植した種に対する事後調査の実施、また実施した場合の期間等を検討してまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
109	1	環境アセスメント調査において、鳥類、動物、植物等の貴重種は発見されなかったのか。広大な土地であるので無かったとは考えられない。又、周辺への影響はないのか。対策は充分なのか。	動物では両生類及び底生動物、植物に係る貴重種は確認されておりますが、その他の鳥類等については確認されておりません。周辺への影響及び対策については、今後の現地調査の結果及び事業計画の内容を踏まえ、検討してまいります。
110	1	専門家等の意見の概要で、何故、この2人を選んだのか？他の専門家の意見を聞かない理由は何か？	今回ご意見を頂いた専門家については、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類等の生息状況に精通していると客観的に判断出来たことから選定し、実施しております。他項目については、文献その他資料の内容から、当該地域における動植物の生息状況等を把握出来ていると考えたことから、方法書段階では実施しておりません。今後の現地調査結果を踏まえ、必要に応じて他項目の専門家への意見聴取を検討いたします。
111	1	予定される地域の林野の中には、多くの動、植物が暮らしている。これが暮らせなくなる可能性が起き、人間と生き物と共存しているバランスが崩れる。それにともしない予期せぬ問題が起きてくる。今流行しているコロナも自然界の生き物との共存共栄を人間がこわしたものが原因であるとの説もあり、人々みんなが細かいことであっても気をつけなければならない一つである。	頂いたご意見については真摯に受け止めまして、今後の現地調査の結果を踏まえ、本事業による影響を適切に予測及び評価してまいります。その結果については、準備書においてお示しいたします。
112	3	キツネの目撃情報があるので、調査してほしい。	ホンドキツネについて、貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 ホンドキツネについては、近隣の神奈川県等で重要種として指定されておりますが、静岡県及び環境省からの重要種の指定を受けていないことから、現段階では重要種としての扱いは検討しておりません。 今後の現地調査において確認された場合には、記録してまいります。
113	1	この地には、準絶滅危惧種のキツネやサンコウチョウ、モリアオガエルの生息が住民によって確認されているが、それらへの調査の記述がまったくない。詳細な調査を求める。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 動物に係る調査の内容については、方法書p225以降に記載しており、その内容に沿った調査を実施してまいります。 その中で、ご意見頂いた種については、確認された場合に記録してまいります。
114	2	オオタカ等の猛禽類は複数の営巣地を持つことが少なくないため、少なくとも3年以上の調査期間を確保すべき。	専門家からのご意見にあるように、オオタカを含め、希少猛禽類の繁殖状況の把握は重要であると考えております。 一方で、調査手法について不足はないとのコメントも頂いており、ご確認頂いた内容で調査を実施し、繁殖状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、さらに調査期間を設ける必要があるか、専門家にも再度ご意見を頂きながら検討してまいります。
115	3	鷹ノ巣山は鷹の巣を由来とする地名から、鷹が生息している可能性が高い。調査と保全保護方法の対応をする必要がある。	猛禽類については、方法書p227でお示ししております内容で調査を実施し、その生息状況等の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、適切な対策について検討してまいります。
116	1	文献その他の資料調査によるオオタカは函南町には微小での生息が確認されており、生息域について専門機関等に依頼し、調査確認をお願いしたい。また、鳥類保護NPOなどとも連携を併せてお願いしたい。また生息が確認できた時には公表するとともに巣等の撤去や早急な移転はないように願いたい。	今後の現地調査の際には、鳥類に限らず、哺乳類等に関しても、それぞれの専門知識を有した調査員が調査を実施してまいります。 鳥類保護NPOといった団体との連携については、今後の現地調査の結果を踏まえ、適宜情報共有が出来ればとも考えており、今後調整を検討してまいります。現地調査の結果については、準備書においてお示しいたしますが、巣が確認された場合、基本的には該当箇所の改変を避けることとし、巣の撤去や早急な移転については実施しない方針です。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
117	1	丹那の山でオオワシの目撃情報あり。 事業者は調査すべきだと思います。 希少動物ですから。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 今後の現地調査の際に留意するようにいたします。
118	1	ウズラ、ハヤブサが目撃されているので、一年かけて生態を観察し、営巣があるか調査し、どのような影響があるか予測、評価し、保全方法を示してほしい。営巣があった場合はその周りの森林を伐採しないでほしい。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 ウズラ及びハヤブサについては今後の現地調査の際に留意するとともに、確認された場合には、その確認位置等を記録してまいります。 その結果及び事業計画を踏まえ、適切に予測及び評価を実施してまいります。
119	1	2～3年前の夏の夜、家の裏でコノハズクが鳴く声がしました。「函南町誌」に、タカ、トビ、キジ、ウズラが見られると書いてあります。専門家等からの意見書に「猛禽類についてはしっかり実施してほしい」「オオタカあたりは繁殖している可能性が考えられる」とあります。さらに、キジやウズラ(絶滅危惧種Ⅱ類)の数もしっかり把握してください。猛禽類については、「2営巣」期間で調べてください。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 今後の現地調査の際には、頂いた情報に留意するとともに、その結果を踏まえ、調査期間については検討してまいります。
120	1	ごく近年の調査(2019年)で、下記の貴重な鳥類が趣味団体により周辺エリアで観測されているという文献(静岡県の野鳥)があるので、生息及び2営巣期程度の調査と具体的保護方法の構築が必要。 マガン、サンコウチョウ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ミゾゴイ、ノビタキ、フクロウ、アオバスク。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。 今後の現地調査の際には、頂いた情報に留意するとともに、その結果を踏まえ、調査期間については検討してまいります。 今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、具体的な保全策についても検討してまいります。
121	1	希少種が確認された場合は、営巣場所の調査及び、周囲での生息が疑われる場合は、2営巣期にわたる経過調査が必要。	今後の現地調査において、希少猛禽類の営巣場所の確認に努めてまいります。 その結果を踏まえ、調査期間については検討してまいります。
122	1	渡り鳥の影響についての調査も通年を通して行う必要がある。	渡り鳥について、専門家からは通過するだけの種についてはそこまで重要視する必要はないだろう、手法に関しても不足はないといったコメント頂いていることから、現時点での実施は検討しておりません。
123	1	鳥類の定点調査は、調査する時間帯についての方法の記載がない。	調査時間については、早朝や薄暮時等を含めた時間を検討しております。 具体的な調査時間については、準備書にお示しいたします。
124	1	鳥類の調査方法について、M2地点以外は広範囲を見渡せるような状況ではなさそうなので、調査地点の景観状況を明らかにした上で調査方法を示すべき。	調査地点については、猛禽類の出現状況等に合わせ、適宜追加、修正しながら調査を実施してまいります。 各調査地点からの視野の状況については、準備書にてお示しいたします。
125	2	全国組織の愛好団体が生息調査をした文献があるので、それを参考に2営巣期にわたる営巣調査が必要である。	文献について、収集に努めるとともに、今後の調査結果を踏まえ、調査期間について検討してまいります。
126	1	日本野鳥の会から「IBA(重要野鳥生息地)や鳥獣保護区などの野鳥の保護対象地、希少種の生息地、大規模越冬地、渡りの中継・渡来地、主要な採餌地及びその近傍地には、設置すべきでない。」との見解が出ているので、これも盛り込んだ見解を示してほしい。	方法書p88にお示ししておりますが、対象事業実施区域内において、IBAや鳥獣保護区といったものは分布しておらず、大規模越冬地や渡りの渡来地等も確認されておられません。 今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類の生息状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、本事業による影響を適切に予測及び評価してまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
127	1	微弱電磁波発生による鳥類への影響などの検証方法及び対策について調査する必要がある。	電磁波については、太陽光パネルでの発電時ではなく、パワーコンディショナより発生いたします。発生する電磁波については、30センチ程度離れた箇所で測定した結果、その強さは家電製品と同程度もしくは少ないものであること、国際非電離放射線防護委員会が公表するガイドラインよりも小さい値であり、2m離れることで、元の0.1%まで減少したというデータもございます。電磁波が鳥類に及ぼす影響については、まだ知見が少なく、確立された手法が存在しておりませんが、上記の内容から、鳥類へ及ぼす影響はほぼないと考えております。 そのため、電磁波による鳥類への影響について、現時点では調査及び予測の実施は検討しておりません。
128	1	野鳥への影響回避や低減策、代償措置についての専門的な意見がほしい。	ご指摘の点について、今後の現地調査の結果を踏まえ、専門家に意見聴取を実施してまいります。
129	2	広範囲の森林を伐採することにより、駿河湾の魚やハマチ養殖にどのような影響がでるか心配だ。調査しなければならない。	今後の現地調査において、河川における魚類の生息状況を把握するとともに、工事の実施等による濁水については、水環境の項目において、その濁水の到達距離等を予測してまいります。 具体的な内容は検討段階になりますが、例えば沈砂池等を設置することにより、濁水の流出を防ぐ等、下流域に影響が生じないように、配慮してまいります。
130	1	メガソーラーを作る事で水の流れが変わる。田代地域には、蜚が生息している。丹那の川にも蜚を見かけることがある。川に住む生物の生態が変わるのは許せない。	今後の現地調査において、河川における底生動物の生息状況を把握するとともに、工事の実施等による濁水については、水環境の項目において、その濁水の到達距離等を予測してまいります。 具体的な内容は検討段階になりますが、例えば沈砂池等を設置することにより、濁水の流出を防ぐ等、下流域に影響が生じないように、配慮してまいります。
131	2	静岡県版レッドデータブックに追加されたクモ類、コケ類、菌類を追加項目にする必要がある。	ご指摘の点について、検討いたします。
132	1	昆虫の調査地点に水辺が含まれているのか。事業予定地に湧水箇所があれば、それを含む必要がある。	昆虫類の調査地点について、方法書にお示ししている地点としては、水辺は含まれておりませんが、水生昆虫を含んだ底生動物としての調査を河川において実施してまいります。
133	1	動物は丹那沢上流の湧水地点から下流域について調査が行われていない。常時、流水が存在することから、季節を通して長期の調査をすべきである。	ご指摘の点について、魚類及び底生動物といった水生動物については、各種の相をより把握するためにも、河川の中流域において調査地点を設定しております。また、調査時期については、各種の確認しやすい時期として、春、夏、秋の3季としております。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
134	1	<p>現地調査は、東側は伊豆スカイラインの稜線までの調査が必要である。調査領域の南側については、柿沢川に沿って丹那盆地の居住地の直近までの調査が必要である。</p>	<p>今後、現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、確認された重要種に対して本事業による影響を予測及び評価してまいります。予測及び評価の観点としては、改変による生息地の減少、移動経路の遮断、阻害といったものになります。調査範囲については、お示した影響を予測及び評価することを目的として、方法書p225に記載しておりますように、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）では対象事業実施区域から250m、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）では200mを目安とするようにとの記載がございます。今回の調査範囲については、それらを参考にし、本事業の影響が及ぶ可能性がある範囲として、対象事業実施区域から300mの範囲として実施を検討しております。</p>
135	2	<p>哺乳類、鳥類等はより広範囲な調査を行うとともに、工事用車両走行ルート周辺についても調査地域とすべきだ。 評価の手法については、「貴重な動物の存在が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は静岡県希少野生動物保護条例に基づき、事業中止又は計画の見直しを行う。」とされた。</p>	<p>今後、現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、確認された重要種に対して本事業による影響を予測及び評価してまいります。予測及び評価の観点としては、改変による生息地の減少、移動経路の遮断、阻害といったものになります。調査範囲については、お示した影響を予測及び評価することを目的として、方法書p225に記載しておりますように、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）では対象事業実施区域から250m、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）では200mを目安とするようにとの記載がございます。今回の調査範囲については、それらを参考にし、本事業の影響が及ぶ可能性がある範囲として、対象事業実施区域から300mの範囲として実施を検討しております。</p> <p>工事車両の通行ルートについては、既存道路である主要地方道11号線（熱海函南線）を利用する予定であり、現状利用されている道路となります。動物及び植物に関しては、前述しましたように、本事業による生息・生育環境の改変といった点に焦点を当てて予測及び評価してまいりますので、工事車両のルート周辺における調査の実施は検討しておりません。しかしながら、区域内における車両の走行の際には、速度を落とし、動物への衝突を未然に回避するといった保全対策を実施いたします。</p> <p>今後の調査結果にもよりませんが、本事業により、動植物に対する影響が著しいとの判断に至れば、事業の中止を含めた計画の見直しを行ってまいります。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
136	1	林地開発申請のために行った動植物の現地調査結果があるはずなのに、方法書では文献その他の調査結果のみで、希少種の種類と保護対策が記載されていない。方法書にその内容を明記し、改めて作成の上、縦覧等を行うべきだ。	ご指摘の点について、3章にお示ししている内容は、あくまで文献から確認された情報を整理した内容となっております。今回の方法書では、事前に実施された調査結果を文献資料として取り込み、対象事業実施区域及びその周囲に生息、生育している種をリストアップすることで、当該地域の動植物の生息状況を整理しております。文献その他の資料の調査範囲としては、方法書p78にお示ししておりますように、対象事業実施区域を含めた広域の情報を取得しております。そのため、ご指摘にあるように、生息するはずがない重要種が挙げられている可能性はございます。そのため、今後の現地調査において、実際の生息状況を把握していくことが重要であると考えております。現地調査において、重要な種が確認された場合には、その確認位置等を記録するとともに、ご意見にありますように、事業による影響を回避又は低減出来るよう、検討を重ねてまいります。
137	1	「重要な種」として調査する種が不明であり、調査地域や調査方法、調査時期について、意見を検討することが出来ない。具体的な調査計画を記載した環境影響評価方法書を改めて作成の上、縦覧等の手続きを行われない。	調査する種としては、方法書に記載しております、哺乳類、鳥類、爬虫類等になります。具体的な種を指定して調査を実施するわけではなく、一般種、重要種を含めて、確認されたすべての種を記録してまいります。全確認種の中から、環境省や静岡県で指定されている重要種を抽出し、それらの種に対して、本事業による影響を予測及び評価してまいります。
138	1	対象事業実施区域及びその周囲の「その周囲」とは具体的に示して欲しい。	「周囲」に関して、基本的には今回調査範囲として設定している対象事業実施区域から300mの範囲と考えておりますが、猛禽類の場合、広範囲に飛翔する可能性もございますので、一様に300mとして区切るのではなく、「周囲」として記載しております。
139	1	温度上昇による動物への影響の計り方と保全策を明らかにする必要がある。	ご意見頂いた点について、可能な限り事業による伐採面積を縮小するといった保全対策により、温度上昇による影響の低減に努めてまいります。
140	1	「重要な種が確認された湿地環境（沢等）が近隣に存在する場合は、変更箇所から可能な限り離隔をとることで影響の低減を図る。」とあるが、この手の在来種の保全方法は、今まで成功しているところはあるのか。巣を移転したりし、動物を移動したりして、代替措置が取られたと理解するのはおかしいのではないのか。	成功例はございます。しかしながら、巣を移転させた場合や、新たな生息地を創出し、その場所に移動させた場合、その場所で継続的に生息可能かどうかについては、不確実性も伴います。そのため、こういった場合には実施後の事後調査が必要と考えております。今後の現地調査の結果にもよりますが、事後調査の必要性についても、合わせて検討してまいります。
141	3	時々熱函道路において小動物が交通事故にあっている。小動物は生き場所を求め移動する間に多くが事故にあう心配がある。	今後の事業計画の検討の際には、可能な限り変更面積を小さくすることで動物の移動経路の阻害を低減することや、工事用車両の対象事業実施区域内での走行速度を制限し、動物への衝突を未然に防止するといった保全対策を実施してまいります。
142	19	事業により生息域を追われた有害獣が里山に降りてきて食害を加速させる懸念がある。周辺農地等への食害等の影響について調査を行い、影響がないことを示してほしい。	事業の実施により、獣害が増加したとされる科学的に立証された知見は今のところ確認されておられません。今後も引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。
143	4	渡り鳥などの飛来も確認されているので、一面に張られた太陽光パネルの反射で水面などの誤認識による衝突の懸念はないのか。	対象事業実施区域は山間地に位置し、周囲には残置森林を設置すること及び低反射のソーラーパネルを採用することなどから、隣接する住居や周辺環境への反射光の影響は低減されると考えますので、鳥類などの動植物に対する影響は想定されません。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
144	1	森林伐採を伴うので、樹木伐採や土地現状改変による影響がある面的な全体調査を行う必要がある。	植物に関する調査については、ブラウンプランケの植物社会学的植生調査法に基づくコドラート調査を実施しております。こちらは、植物群落同士の関係を比較するのに有用であり、今日では国際的にも広く実施されている調査となっております。 現地調査の際には、調査員の安全面を考慮しながらの調査になりますので、全面的な調査については困難な部分もございます。そこで、今回のようなコドラート調査により、対象事業実施区域における植生状況の把握に努めております。
145	2	秋季の調査が平成26年9月30日の1回しか行われていないが、現地気温は夏日であり、気象データを遡っても連日夏日であったため、植生などについて夏日の時期に秋季のデータを収集するのは現実的ではない。また、植物が冬季の前に実りや植生の変わる時期に掛かっていない。	ご指摘の点について、秋季の区分としては9月～11月の間と考えております。その考えに基づいて基本的な調査時期を設定し、そこに文献から確認された重要種の生育確認適期を踏まえ詳細な調査実施日を検討しております。 文献その他資料で確認された植物の重要種のうち、ナガサキシダ、イズコゴメグサ、イトテンツキ等といった種の確認適期としては9月であるとされておりました。 ご指摘のとおり、気温としては夏日にはなってしまいますが、上記の重要種の確認適期を踏まえて検討し、9月の末日に実施した次第です。
146	1	冬季における調査がないので、調査が必要。	植物相及び植生の状況を把握する上で、春季、夏季、秋季においては、その種の多様さ等もあり、必須であると考えております。 一方、冬季に関しては、全体的に確認される種が少ないこと、主に冬季に開花する種であっても、秋季における確認が可能であることから、冬季における調査の実施は検討しておりません。
147	1	事前調査に基づき「調査すべき植物相や重要な種を選定した上で、植物に応じた調査方法及び調査時期及び評価の方法」を環境影響評価方法書で明らかにし、意見書を踏まえて本調査を実施し、予測及び評価を行うべき。/環境影響評価制度における方法書の役割は、「方法書に対する意見を踏まえ、調査、予測及び評価の方法を決定する。」ことであり、事前調査に基づく予測評価を行おうとするのは誤り。正しい手順に従った方法書を改めて作成し、縦覧等の手続きを行われたい。/評価の手法については、「影響が実行な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「貴重な植物の生育が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。	植物に係る調査について、方法書でお示ししている内容に関しては、ブラウンプランケの植物社会学的植生調査法といった国際的にも広く実施されている内容であり、調査期間としても、春季、夏季、秋季の3季に渡る期間で実施していることから、妥当な内容であると考えております。今後の準備書では、実施済みである調査の結果から、事業計画を踏まえて本事業による影響を予測及び評価してまいります。例えば、工事中工前に改変箇所において改めて重要種が確認された場合には、移植を検討する等といった保全対策を検討してまいります。 検討の結果、本事業による影響が著しいと判断された場合には、事業の中止を含めた計画の見直しを検討してまいります。
148	1	施設稼働後も、植物体系の変化や多様性の損失、個体数減少が生じるので評価材料になる。	ご意見を頂きましてありがとうございます。 参考にさせていただきます。
149	1	山地の森林を伐採して開発することによる大気温、湿度、地表付近の日照と照度の変化をどう予測して、植物等の環境変化に対応するのかを考慮する必要がある。	ご意見頂いた点について、可能な限り事業による伐採面積を縮小するといった保全対策により、温度上昇等による影響の低減に努めてまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
150	1	建設予定地は丹那水系の重要な森であり、アマギツツジなどの固有の植物があり、貴重な自然遺産の残る場所です。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。アマギツツジについては、植物に係る現地調査の際には確認されておりませんが、着工前に再度確認する等、把握に努めてまいります。また、水環境については、別途調査を実施し、本事業が及ぼす影響について、適切に予測及び評価してまいります。
151	1	希少種が発見されたときは、生態を調査するために、複数年次にわたる観察及び観測と保全が必要。	現地調査の際に確認されたエビネ、クマガイソウ及びオオハクウンランに関しては、方法書に記載しましたように既に移植を実施しており、その後のモニタリング調査でも定着していることが確認されております。工事の着工前には、再度改変箇所における植物の生育状況を確認した上で、重要種が確認された場合、移植を実施する等といった対応を検討してまいります。移植した場合、移植後の定着状況についてはモニタリングが必要になるかと思慮いたしますので、事後調査としての実施を検討してまいります。
152	1	建設工事作業者が希少種を発見したときの対応方法を決めておく必要がある。	工事の着工前には、再度現地を専門の調査員が確認し、改変箇所における植物の生育状況を確認する等、対応を検討してまいります。
153	1	「可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。」の記述があるが、伐採面積をどの程度小さくするつもりがあるか。実際に小さくするつもりがあるのか。	伐採面積は可能な限り縮小できるよう、検討を重ねるとともに、検討結果については、準備書においてお示しいたします。
154	1	植物調査については、すでに調査済みの内容と今後の調査すべき内容が混在し、記述が正確でない。	植物に関する調査部分の記載については、新たに文献その他資料を調査するとした内容と、実施済みとなる現地調査の内容とを併せて記載しており、一部分かりづらい部分がありました。準備書においては、記載をより分かりやすくするよう、工夫に努めてまいります。調査を実施した期間については、方法書に記載してまいります。こちらも準備書時にはその他のご指摘と同様、記載を工夫してまいります。踏査ルートについてですが、ご指摘にありますように全面を調査することが理想ではありますが、調査を実施する調査員の安全面も考慮しながら検討していることもあり、現実的には難しい面もございます。しかしながら、調査では重要種も確認されており、内容としては十分と考えております。
155	1	方法書p22に、植物の「着手前に重要な種の育成を確認し」とあるが、調査から年数が経過しており、再度、厳密な生育調査を行なわねばならない。	実施済みの現地調査において、全体としては調査を複数回実施していること、対象事業実施区域における重要種の位置等は把握出来ていることから、十分な内容であると考えております。しかしながら、ご意見にありますように、年数経過により、様相が変化している可能性もございます。そのため、着工前には改めて重要種の生育状況を確認するとともに、改変区域内で確認された場合には、生育適地に移植を実施する等、対応を検討してまいります。
156	4	森林伐採により環境の悪化ならびに動物、植物等の生態系のバランスが失われる。	今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、生態系への影響について、適切な予測及び評価に努めてまいります。
157	1	調査をしっかりと行って下さい(特に、タカ、ワシ)。食物連鎖のバランスが崩れると、農業にも影響が及ぶ恐れが出てくる為です。その為、生態系の調査を年間通して行い、住民に理解できる様に正確に報告して下さい。	今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周辺におけるタカ、ワシといった猛禽類の生息状況を把握してまいります。その結果及び事業計画を踏まえ、生態系への影響について、適切な予測及び評価に努めてまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
158	3	生態系に係る影響範囲の設定が不十分。厳密な調査を行ない環境を維持しなければいけない。	今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、生態系への影響について、適切な予測及び評価に努めてまいります。
159	3	専門家2名の意見を踏まえ、自然環境保護条例による動植物の生態調査を平成28年までに実施したが、調査後から数年が経過しており、環境アセスメントに基づく広範囲の生態調査を、新たに実施すべきである。特に、湧水のある場所の近傍の生態系については詳細な調査をすべきである。また、事業の開始によるその周辺（事業地外）への生態系の影響に詳細に調査すべきである。	生態系については、方法書にお示ししておりますように、今後実施していく現地調査の結果を踏まえ、上位性種及び典型性種を選定いたします。選定した各種について、生息地の減少や餌資源の減少といった観点から、本事業による影響を予測及び評価してまいります。
160	1	(2)生態系の調査範囲が当該区域の周辺300mとは、その設定根拠は。イノシシが住家追われてたった300m移動するだけなのか。何頭のイノシシが広大な65.3haの事業予定地に棲息しているのか。周辺地域への被害想定はないのか。	生態系については、今後の現地調査の結果を踏まえ選定する上位性種及び典型性種について、生息地の減少や餌資源の減少といった観点から、本事業による影響を予測及び評価してまいります。 範囲としましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）では対象事業実施区域から250m、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）では200mとされていることから、今回の調査範囲については、それらの範囲を包含する対象事業実施区域から300mの範囲としております。 イノシシ等による獣害について、事業により増加したと科学的に立証された知見は今のところ確認されておりません。引き続き知見の収集に努めるとともに、獣害に関する対策については、地元の方との調整等も必要になってまいりますので、現状をお伺いするといった場を設けさせて頂く等、対応を検討してまいります。
161	1	調査すべき項目が「地域を特徴づける生態系」との記載だけで具体性がないため、調査地域や調査方法、調査時期について、意見を検討することが出来ない。具体的な調査計画を記載した環境影響評価方法書を改めて作成の上、縦覧等の手続きを行われたい。/評価の手法については、「影響が実行な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「貴重な生態系の存在が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。	記載について、一部不明瞭なものとなっております申し訳ございませんでした。 生態系については、今後の現地調査結果を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における生態系を代表する種として、生態系の上位に位置する上位性種、生態系の特徴を典型的に表す典型性種を選定し、各種に対して、事業の実施による影響を予測及び評価してまいります。 予測及び評価の結果、本事業による生態系への影響が著しいと判断された場合には、事業の中止を含めた計画の見直しを検討してまいります。
162	1	施設稼働後は、現況に比べて動植物の生息域に変化が生じるため、評価材料になる。	ご意見を頂きましてありがとうございます。参考にさせていただきます。
163	1	森林伐採に伴う弊害について、生息調査だけではなく、事業地の「気温上昇」「湿度の低下」「地形改変」「現状と事業開始後の環境」の観点からの調査等が必要。	ご意見頂いた点について、可能な限り事業による伐採面積を縮小するといった保全対策により、気温上昇等による影響の低減に努めてまいります。また、今後の現地調査の結果にもよりますが、現状と事業開始後における生息状況等を比較出来るよう、必要に応じて事後調査を検討してまいります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
164	1	森林がなくなれば、植物プランクトンや海藻が栄養分とするフルボ酸鉄はできなくなり、植物プランクトンや海藻が育たなくなり、食物連鎖が崩れ、生態系が崩れ、駿河湾に生息するサクラエビ、魚介類に影響を及ぼす可能性があるため、柿沢川下流、狩野川、駿河湾まで環境影響の調査、検討、評価をしてほしい。悪影響を及ぼさないことを示す科学的数値を出してほしい。	事業計画の検討の際には、可能な限り伐採面積を縮小する、一部は残置森林とし残存させるといった保全対策により、影響の低減に努めてまいります。一方で、柿沢川下流、狩野川、駿河湾までの範囲に及ぶ調査、検討、評価については、その規模、内容から鑑みても、1事業として扱うことが可能な範疇にはなく、確固たる評価手法も現状としては存在しないことから、難しいものと考えております。
165	1	環境影響回避については、現状、影響回避をした場合、影響回避をしなかった場合の観点から評価を行う必要がある。	今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、本事業による影響を予測及び評価してまいります。環境影響評価では、その結果を踏まえ、影響を回避、低減するため、方法書にお示ししておりますような環境保全措置を検討し、事業計画を環境保全上より望ましいものとする必要がございます。そのため、評価に関しましては、現地調査の結果、事業計画、環境保全措置の内容を総合的に踏まえた上でのものとなります。
166	1	今回のように大規模な施設ともなればその影響はとても大きく、その設置場所のみならずその周辺に対しても太陽光からのエネルギー循環、水系の循環、植生の変化などに伴う影響がどのように現れるか現在の環境アセスメント科学では予測するのが難しいのではないかと懸念しています。単に絶滅危惧種、希少種などのピンポイント的な評価を主としたアセスメントでは、今回のような大規模な自然かく乱の影響を正しく評価できるのか疑問に思います。	ご意見を頂きましてありがとうございます。今後の現地調査の結果及び事業計画を踏まえ、本事業による影響について、適切な予測及び評価の実施に努めてまいります。
167	1	調査、予測及び評価の手法(景観)で、現地調査を好天日の1日としている。富士山を仰ぐ地域として地域住民に慕われていることから、日数が不十分である。最低でも四季別の調査が必要と考える。	写真撮影時期は眺望点の利用状況や眺望景観の特性に応じて設定しており、最多利用季として繁茂期である観光期、ソーラーパネルが見えやすい時期として落葉期としています。
168	5	3キロ圏内だけでなく調査範囲を広げてください。長泉町や熱海市まで広げてほしい。	影響範囲は意見7の事業者の見解のとおり約3000mとしています。
169	1	景観の変化による地価、流入人口の変動を予測、評価してほしい。 もし、下落が予想され、住民に不利益が生じる恐れがある場合は全般の中止を含め、再検討してほしい。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、資産価値の低下など経済的な評価は対象としていません。
170	10	「方法書」のビューポイントの数があまりにも少ない。居住区や観光地などの多くのポイントからの評価が必要である。特に、丹那盆地からの景観阻害は著しい。観光道路伊豆スカイラインからは眼下に巨大なパネルが見え、その彼方に富士山や箱根山、駿河湾が眺望される景勝地の景観を著しく阻害する。また、この地は、ハングライダーの施設があり、多くのライダーたちがその景観を楽しむためにおとづれている。ハングライダー（空）からの眺望も考慮すべき。環境に対する配慮が適正に行われているかの評価方法は、事業者による主観ではお手盛りデータになってしまうので、第三者的な判断（行政としては県、事業に関係のない一般の方など）で評価してもらう必要がある。	景観については評価項目に選定していますので、準備書では方法書に示した手法に基づいて、調査、予測・評価を行います。調査を実施する主要な眺望点は、「不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができると想定される地点としました。また、「自然公園等、景観を保全すべき区域がある場合には、当該区域内の展望所等の眺望点も含む」という一般的な観点から地点を選定しました。また、評価の手法は、調査及び予測の結果に基づいて、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討いたします。また、事業者自ら調査、予測・評価した結果は準備書に取りまとめられ、住民説明会、準備書の意見の聴取、県の審査会で審議されることとなります。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
171	13	火雷神社を含めた丹那断層公園からの眺望は、事業地を含んだ丹那断層線を介在した直線的な山の地形の自然な割れ方を見るジオポイントなので、遠方からも不特定多数の観光客が来る眺望点であり、景観眺望点に含む必要がある。開発によって現況と大きく変わると景観を損なうおそれが大きい箇所になる。また、調査地点として、設定根拠としている住宅等の存在する地区を代表する主要な眺望点として湧水記念碑と丹那断層公園もするべきと考える。	景観の調査は対象事業実施区域（以下、「計画地」と呼ぶ。）から3000mの範囲とします。追加の要望が多い丹那断層公園の周辺には新山バス停及びJA三島函南畑の景観調査地点があります。新山バス停は丹那断層公園より正面に計画地が眺望され、JA三島函南畑は、丹那断層公園より近い位置で計画地が眺望できますので、これらの予測結果から丹那断層公園の影響を把握できると考えます。また、湧水記念碑の地点も候補地点として確認しましたが、同じ方向でも計画地に近い酪農王国オラッチェを選定していましたので、より正面から眺望できる新山バス停を調査地点としました。ダイヤランドの調査地点は調査範囲の3000mの外ですが、計画地を眺望できる地点を踏査しましたが確認できなかつたことから、ダイヤランド管理事務所（ダイヤホール屋上）としています。なお、伊豆スカイライン駐車場はダイヤランドの東端に近いことから、ダイヤランドからの眺望の評価の参考になると考えます。
172	5	方法書の景観観測地点の9地点には明らかに事業地域のパネルが見えない場所が選定されており、眺望できない場所をなぜ選定したか根拠を示し、調査地点の見直しを求める。④ダイヤランドホール、⑤田代公民館、⑥軽井沢公民館は、パネルの眺望ができないことが明らかである。	調査地点の選定は、太陽光発電所が視認される可能性のある範囲内の住居等が存在する地区として、ダイヤランド地区、田代地区、軽井沢地区、名賀地区、西方地区、畑地区、滝沢地区、新山地区、乙越地区の9地区を選定しました。その内、近接地域の田代地区、軽井沢地区は眺望の可能性が低いと考えますが、眺望できないことを示すため個別の調査地点を設定しました。酪農王国オラッチェは不特定多数の人が集まる地点ですが、名賀地区と西方地区が地形の影響で眺望地点がないことからそれらの中間地点で代表地点としました。JA三島南畑は畑地区と滝沢地区の代表地点、新山バス停は新山地区と乙越地区の代表地点としました。また、ダイヤランドの調査地点は調査範囲の3000mの外ですが、計画地を眺望できる地点を踏査しましたが確認できなかつたことから、管理事務所（ダイヤランド屋上）としています。なお、伊豆スカイライン駐車場はダイヤランドの東端に近いことから、ダイヤランドからの眺望の評価の参考になると考えます。
173	7	伊豆半島は、ユネスコ世界ジオパークとして認定された。函南町内には、8か所のジオサイト（ジオパークに認定されたエリア）がある。①田代盆地（丹那断層 火雷神社） ②軽井沢（1 kmの横ずれ断層横による2つの谷間） ③丹那盆地（丹那断層公園、酪農王国オラッチェ） ④池ノ山峠⑤玄岳（西丹駐車場） ⑥十国峠（十国峠展望台） ⑦月光天文台⑧柏谷（横穴遺跡群）この中で、②は、田代盆地、軽井沢、丹那盆地のジオサイトを伊豆スカイライン展望台から眺めることができる。⑤は、田代盆地を含む北伊豆地域や富士山 箱根山 天城山などの火山 断層地形のパノラマを眺めることができる。また、②⑤からは、素晴らしい景観と共に太陽光パネルも同時に視界に入り不愉快な眺めとなる。以上の観点から、「ユネスコ世界ジオパーク認定」、「函南町景観まちづくり条例」との適合について確認することが必要である。	準備書では景観を評価項目として選定しており、調査範囲の主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況を既存資料から整理します。また、主要な眺望点候補として伊豆スカイラインの西丹那駐車場等の9地点を選定しており、現地調査を実施して眺望及び景観資源の状況を把握します。対象事業実施区域及びその周囲の景観資源としては箱根火山群、多賀火山群、玄岳及び丹那断層が広域にわたって分布しています。したがって、伊豆スカイラインの西丹那駐車場からは、函南町内のジオサイトである軽井沢、田代盆地、軽井沢、丹那盆地のジオサイトを対象事業実施方向に眺望することができます。このように景観資源は選定した主要な眺望地点から、同様に眺望されるところと考えますので、景観については、現地調査を実施して、主要な眺望点からの眺望の変化及び景観資源への影響について、予測・評価を行います。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
174	5	丹那盆地西側の新山地区からの景観阻害が著しいが、酪農王国オラッチェから軽井沢地区までの移動時は、威圧的な景観の阻害が予測できる。丹那盆地南側の高台を通過する熱函道路からの異様な景観は、観光資源としての長閑な田園風景を著しく破壊し、地元を訪れる観光客へのダメージは計り知れない。景観阻害が地元経済に及ぼす影響についても調査すべきである。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、事業による観光への経済的な影響は対象としていません。
175	25	熱函道路から見下ろす丹那盆地と富士山の景観は函南の最も素晴らしい絶景の場所です。ところが事業予定地に10万枚のソーラーパネルを山の斜面に設置するとすれば、函南のシンボルは一挙に損なわれてしまいます。	準備書では景観を評価項目として選定しており、主要な眺望点からの予測においては、設備の色彩は周辺環境に調和した色彩とするなど環境保全措置を検討した上で、予測・評価を行います。
176	1	施設の稼働後に台風などの強風で施設が吹き飛ばされるような破損や火災等が生じたときは、影響が出るので、評価材料になる。	ソーラーパネルの設置計画においては、強風で施設が吹き飛ばされないように「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」（2019年版）の設計用基準風速（建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて30m/s～46m/sの範囲内において定めた JIS C 8955:2017 に示される設計用基準風速34m/s）を用いています。また、発電設備及び変電設備においては、落雷による発火防止の為に避雷針等の設置及び過電流等を防止するための遮断装置を備えており、適切な電気工事を行うことで火災の可能性はほとんどありません。火災の可能性が高いPCS、特高変電所については法令に従い適切な対策を実施するとともに、必要であれば地元消防とも協議して万全の対策をとります。また、監視制御システムによりオンラインにて常時モニタリングを行い、各設備に異常が有った場合は、早急に状況を把握が出来、対応する事が可能です。
177	1	事業内には、旧東海道で箱根関所に並ぶ根府川の関所に至る根府川街道が通っており、街道の両側に事業エリアが広がる計画である。かつて函南町のボランティア団体が熱海峠まで街道を整備し、文化財的な重要性をもつハイキングコースとして利用された。環境影響評価項目に「人と自然との触れ合いの活動の場」を入れるべきである。	対象事業実施区域内の根府川街道については函南町文化財保護課と協議して残すように計画していますので、変更して消失することはありません。また、人と自然との触れ合いの活動の場では、工事車両のアクセスの影響を対象としますが、根府川街道は既存資料にも記載がないことから対象としていません。
178	1	県道11号線は、自動車だけでなくサイクリングを楽しむ方が多く往来する。季節により利用状況が異なるため、春夏秋冬で交通量調査が必要である。	人と自然との触れ合い活動の場は方法書に示したように観光パンフレットなどに掲載された場所を抽出して記載していますが、これらの資料に県道11号線（旧道）はサイクリングロードとしての記載がないことから記載していません。
179	2	「人と自然の触れ合いの場の利用に対する影響が想定される範囲」として、対象事業実施区域内とされているが、こんな範囲設定の調査に何の意味があるのか？丹那・軽井沢地域という日本古来の風景を残すこの土地を「触れ合いの場」として来た住民にとって、周囲の豊かな山林を喪失してしまう事こそ、この事業の及ぼす多大な影響である。調査範囲は、周囲を含めた地域全体が妥当である。	人と自然との触れ合い活動の場については工事中は人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス車両への影響を対象としており、地形変更及び施設の存在は直接変更される人と自然との触れ合い活動の場への影響を対象としています。関係地域の設定では、工事は一時的なものであることから供用への影響範囲を記載しています。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
180	2	対象事業実施区域周辺には、典型的盆地風景が広がる自然豊かな地域景観となっており、県内外から当該エリアを訪れる観光客も少なくない。また、丹那盆地にパラグライダー等の着地地点があることから、多くの空の利用者が存することも、全く記載されていない。対象事業実施区域の南に、景観被害が想定される数千区画の別荘地が存在していることも、全く記載されていない。地域活性化の観点から重要である上記の事実を明らかにしていない環境影響評価方法書は論外である。事業者にとって不利な情報であっても正確に記載し、それを前提とした事業計画を再検討の上で改めて環境影響評価方法書を作成し、再度、縦覧等の手続きを行われたい。	人と自然との触れ合い活動の場は、方法書の非選定の理由で説明したように評価項目に選定していません。主要な人と自然との触れ合いの活動の場とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいうことから、パラグライダーの着地地点等については対象とはしていません。
181	1	施設供用に伴う廃棄物は事業実施区域内とするなら、発災時や、事業撤退時に発生する廃棄物が無いか、事業区域内に廃棄することになるが、実際はどうするのか説明する必要がある。	本事業では事業完了時のソーラーパネルは事業所内で使用済みの廃棄物として発生し、指定の産業廃棄物処理業者により、一部は再生利用され、残りは最終処分されます。また、環境省は「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月）を策定しており、本ガイドラインが広く周知されることにより、太陽光発電設備のリユース、リサイクル等の推進を通じて循環型社会の形成に寄与することはもとより、太陽光発電設備の普及による低炭素社会の実現に資することが期待されています。本事業の完了時の廃棄物の処分についても本ガイドラインにしたがって、最大限リユースされると考えます。
182	4	事業予定地に産業廃棄物が埋設されている箇所が複数ある疑念がある。事業者が調査を行った記載がない。ボーリング等の十分な調査を行い、事業が安全である根拠を示さねばならない。	対象事業実施区域内の産業廃棄物の不法投棄は確認していませんが、事業の実施にあたっては、産業廃棄物の不法投棄が確認された場合には、関係部署に相談の上、適切に対処いたします。
183	9	将来発生する廃棄パネル処理の問題も不安要素です。事業終了後のパネル等設備の撤去について契約書を提出してください。	事業完了後は、設備の運用会社において、防災及び利水の観点から排水施設・調整池は維持し、発電施設は全て撤去する計画です。この内容については地元と協定締結を検討します。なお、「電気事業法や再生可能エネルギー特別措置法などの改正を盛り込んだエネルギー供給強靱化法」において、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度が2022年4月に施行される見込みで、積立期間はFIT期間終了前10年間で、積立頻度は1ヶ月ごと程度、10kW以上のすべての太陽光発電のFIT案件が対象となります。
184	5	地震、台風等にてパネルに壊滅的な状態になった時と、発電が終了した時のパネル廃棄はどこが行うか。しっかり決めておかないと行政が処理しなければならなくなる。	地震及び台風などでパネルに壊滅的な状態になったときとか、発電が終了したときのパネルの廃棄については、本設備の運用会社で責任をもって対処することを地元との協定締結を検討します。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
185	4	太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれているものがあり、適切な処分方法が求められる。パネルに含まれる「有害物質等の情報の開示方法」及び「工事中」「運営事業中」「事業完了後」における適切な廃棄物処理方法及び有害物質の流出 拡散する懸念について環境影響評価が求められる。	太陽光パネルに含まれる有害物質（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン）については、「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版）」（2017年、太陽光発電協会）により、含有率基準値（0.1wt%）を超える場合に定められた方法で表示することとなっていることから、準備書において本事業で使用するソーラーパネルについても同様に記載します。また、環境影響評価では廃棄物等を評価項目として選定していることから、事業完了後の廃棄物については環境保全措置を検討した上で予測・評価を行います。なお、工事中及び供用時については基本的にはソーラーパネルの産業廃棄物としての発生は想定されませんが、破損等が発生した場合は法律に基づいて適切に廃棄することを準備書に記載します。
186	6	工事によって生じる廃棄物について「未定」となっているが、環境影響評価を行う際に公表及び評価検討を行わなければ、他に機会がない。この件について先送りするのであれば、再度環境影響評価について、順を追ってやりなおす必要がある。	造成等の施工による一時的な影響について、廃棄物等については評価項目に選定していますので、準備書において残土、樹木など種類別の発生量、再生利用量、最終処分量などを予測し、評価します。
187	1	施設供用に伴う廃棄物は事業実施区域内とするなら、発災時や、事業撤退時に発生する廃棄物が無いか、事業区域内に廃棄することになるが、実際はどうするのか説明する必要がある。	本事業では事業完了時のソーラーパネルは事業所内で使用済みの廃棄物として発生し、指定の産業廃棄物処理業者により、一部は再生利用され、残りは最終処分されます。また、環境省は「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月）を策定しており、本ガイドラインが広く周知されることにより、太陽光発電設備のリユース、リサイクル等の推進を通じて循環型社会の形成に寄与することはもとより、太陽光発電設備の普及による低炭素社会の実現に資することが期待されています。本事業の完了時の廃棄物の処分についても本ガイドラインにしたがって、最大限リユースされると考えます。
188	3	大量のパネルが設置された場合、局地風が発生することが専門家の意見としてあるが、そのことに関しての記載がまったくない。太陽光パネルが暖められた空気が上昇風となり谷風を発生させ、局地的な降雨をもたらす。局地風による影響も調査項目に入れるべき。	国立研究開発法人科学技術振興機構のホームページに掲載の「里山に太陽光パネルを設置することの是非について」の温度の実測事例によると、「パネル表面の温度はもちろん林内に比較すると高いが、予想（不安）しているより低く28℃程度であった。パネルの裏は陰で涼しく20℃程度であり、アスファルトの温度が40℃近くなることに比較すると、太陽光が当たっていてもパネルそのものの温度上昇は高くないことが分かった。」との事例もあり、ソーラーパネルによる昇温の影響はそれほど大きくないと考えます。また、対象事業実施区域及びその周囲は山間地出ることから、日中の晴天時は谷風となり、風が谷間を吹き上がることから昇温の生活環境に対する影響は小さいと考えます。また、本事業の開発面積は周辺の山域の面積と比較すると小さいと考えますので、雨が降りやすくなる可能性も小さいと考えます。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
189	3	<p>熱風が集落到りに降りてくるはずであるのに、この件にもふれていない。調査項目にいて、どの程度の影響があるのか具体的に調査すべき。丹那は盆地のため、地形・標高などが考慮されていない。風・雪・気温・など、特徴を考慮してまじめな調査をもとめる。また、ソーラーパネルが強風で飛ばされて、災害が起きたとニュースで聞くが、大丈夫なのか。</p>	<p>一般的に夏の晴天時などに気温が高くなりますが、その時は地形に沿って風は上昇しますので、熱風が谷筋の集落や丹那盆地に降りてくることはないと考えます。また、ソーラーパネルの設置計画においては、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」（2019年版）の設計用基準風速（建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて30m/s～46m/sの範囲内において定めたJIS C 8955:2017に示される設計用基準風速34m/s）を用いています。</p>
190	1	<p>方法書には年間平均風速が記されているが、問題は最大風速である。雨水の量も同じであるが、過去5年間の最大風速、雨量の調査不足。</p>	<p>網代特別地域気象観測所の平成元年の月毎の最大日雨量221.0mm、1時間最大雨量30mm、最大風速27.2m/sと平均だけではなく最大値も掲載しています。国土交通省の水質水文データベースによると2019年の台風19号の丹那観測所の1時間最大雨量は30mmとなっており、網代の1時間最大降水量30mmと同じ値となっています。</p>
191	1	<p>事業対象実施区域周辺の住民が水道水として利用している地下水についての調査、予測及び評価が計画されていない環境影響評価方法書は論外。下記を含めた「調査、予測及び評価の手法」を記載した方法書を改めて作成し、再度、縦覧等の手続きを行いたい。既に把握されている4カ所の水源(図3.2-8)及び当該水源を利用した水道供給区域内の井戸についての水位変化及び水質を四半期毎に調査し、その変化を予測すること。</p>	<p>本事業では対象事業実施区域の樹木を伐採して、可能な限り現地形を利用するとともに、一部、土地の改変をしますが、切土面の土を盛土面に埋立てて最小限度の地形改変を行います。また、対象事業実施区域内の7地点では、ボーリング調査をすでに実施しておりますが、その結果では被圧地下水(深井戸)は確認されなかったことから、丹那断層の地下水や対象事業実施区域の簡易水道(深井戸の西方水源、びんの沢水源及び奴田場水圏)などの地下水脈への影響は想定されません。また、湧水利用の田代水源は対象事業実施区域と流域がことなることから、影響は想定されないと考えます。</p>
192	1	<p>開発による集水と河川流量の変化、地下水変化は、現在の丹那盆地の水利の大きな影響がある。本事業が丹那盆地の水利に与える影響を通年にわたって調査しなければならない。</p>	<p>地下水の変化は見解191のとおりです。「河川の変化」については、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処するため項目を選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書で記載いたします。また、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。</p>
193	1	<p>湧水については、調査期間を長期に行い、季節による変動、降雨との相関について調査し、それを基に事業域内の切り土と盛り土を行う地区の地盤強度を検討すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域内の地下水の状況及び地下水への対応は見解191のとおりであり、調整池Bの帯水層が降雨により水位が上がり、流出水として丹那沢に流れ出ていると考えます。また、盛土部の土地の安定性については、通常時及び地震時について予測・評価しますが、湧水の影響については予測の対象ではありませんが、対象事業実施区域全体のボーリング調査結果では帯水層が確認されていないことから、土地の安定性は準備書で、適正に予測・評価されます。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
194	1	<p>静岡県環境影響評価技術指針には、地下水の変化についての項目がある。地元軽井沢区には、湧水箇所が複数あり、事業地域から地下水が流入している。本事業は丹那トンネル工事による湧水から辛うじて残る地下水の流れを大きく変える可能性がある。軽井沢区はこれまで辛うじて地盤の安定が保たれていた地域であるが、本事業による大規模な雨水の集水により、豊水期と渇水期の土壌の含水状態が変化し、地元集落の上にある急峻な傾斜の崩落の原因になる可能性がある。地下水の変化が地質の安定性にもたらす影響を調査しなければならない。</p>	<p>方法書では、本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、評価項目を選定していません。県条例に項目がある地下水の変化については影響が想定される参考項目ではありませんの選定していません。また、本事業で選定しない理由は見解191のとおりです。次に、土地の安定性については、林地開発では盛土が最大となった場合の通常時及び地震時の安全率の予測を行い評価しますので、降雨時の土地の安定性については地震時の影響が降雨時より大きいことから対象となっていないと考えられます。</p>
195	1	<p>事業地の活断層付近で湧水が存在することは、地元では古くからの周知の事実である。事業により活断層上に調整池を設置し、湧水箇所をならしてパネルを設置する計画は論外です。安全であることの根拠を示すための、地質調査・地下水調査は必須であり、方法書記載の調査では全く不十分である。</p>	<p>対象事業実施区域の7地点のボーリング調査結果による対象事業実施区域全体の地質を把握した3地点及び調整池A-1、A-2の2地点では帯水層が確認されていません。一方、調整池Bの2地点では表層から0.2～1.0mに帯水層が確認されています。したがって、調整池Bで確認された帯水層の浅井戸（不圧地下水）への影響の可能性は全くないとは言いきれませんので、現地調査として、丹那沢周辺における利水調査を実施したうえで、必要に応じて工事前調査、工事中調査、供用後調査を実施することとし、その結果は所有者に説明いたします。</p>
196	14	<p>旧丹那トンネルの掘削が、丹那盆地の区域の水枯れを引き起こしたことは周知の事実である。今回の65haの開発は面積では丹那盆地中央に集まる盆地流域からの集水面積が1割である。現在、丹那トンネル西口に湧く地下水を函南町や熱海市が上水道として利用しているが、パネルの巨大集水作用による河川への放流が、上水道として利用している地下水に与える影響について調査を行う記載が全くない。地下水を利用する下流域の住民の生活への影響が大きいことから、十分な調査が必要である。</p>	<p>本事業では対象事業実施区域の樹木を伐採して、可能な限り現地形を利用するとともに、一部、土地の改変をしますが、切土面の土を盛土面に埋立てて最小限度の地形改変を行います。また、対象事業実施区域内の7地点では、ボーリング調査をすでに実施しておりますが、その結果では被圧地下水（深井戸）は確認されなかったことから、丹那断層の地下水や対象事業実施区域周囲の簡易水道などの地下水脈への影響は想定されません。</p>
197	1	<p>函南町の地下水は非常に清度の高さでは知られている。調査項目のにごりが地下水にどのように影響するのか記載されていない。地下水の水質測定実績を環境モニタリングでは県下全域を10kmメッシュに分析している。3kmの調査範囲では不十分。</p>	<p>降雨時の濁水は沈砂池及び調整池を経由して、河川等に排水されますので、水の濁りの影響は低減されることから、影響範囲は河川等との合流地点付近と想定されます。また、地下水は土壌で雨水が浄化された水ですので、その機構により地下水が濁る可能性は想定されないと考えます。</p>
198	1	<p>樹木の種類に着目した水資源の影響も評価してほしい。落葉樹が多数伐採されることで保水力を失った区域が昨今の豪雨に耐えられるか怪しい。また、落葉樹の落ち葉から得られる養分は貴重で、再生エネルギーのためとは言え、地球環境保全に不可欠の落葉樹の伐採には慎重な評価が望まれる。丹那盆地は酪農と稲作を営む集落に囲まれた「里山」を形成している。里山の効用は多岐に亘るが、丹那盆地の里山は人口、産業の集中する東海道の位置し、多くの人が日本人の心の故郷を連想でき、癒され、リフレッシュできる潜在的価値のある里山である。区域の景観資源の中心をなす里山の評価は総合的、俯瞰的視野から行ってほしい。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、水資源の影響は評価の対象ではありません。事業の実施においては、対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図り、自然環境や景観への影響の低減を図ります。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
199	7	<p>静岡県環境影響評価技術指針には、河川の変化についての項目がある。地質特性から、事業地域とその下流については、降雨量と河川の流量の関係を調査しなければならない。かつて丹那トンネル工事による湧水は、降雨量と河川流量の比較を町内の広範囲に行った比較から、トンネルの水抜杭から盆地直下の地下水が流出していることが付き止められた。丹那地区は地下への水の流出量を上回る降雨量に対しては、軟弱地盤のため土砂災害の危険性が急激に高まる地域である。数値上の計算のみで調整池を設置するのは論外であり、水文学の知見や緻密な地質調査を踏まえた地域の特性を十分に調査しなければならない。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業おける調整池の容量及び下流河川の流下能力など、防災の観点からの対応（洪水調整機能）については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制するための評価項目として選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書で記載いたします。</p>
200	1	<p>柿沢川の水を利用しているのは、稲妻用水、新田用水、肥田用水の関係者らは、昔に比べると少なくなってきた川の水量に、日照りが続くと水量確保に難儀することも経験してきている。ゆえに、これ以上の川の水位低下は困る。これは、水利利用権の侵害ともいえる。このような湧水被害を起こす恐れのある開発は森林法で禁じている。</p>	<p>本事業では森林伐採や地形の改変を行うことから「河川の変化」が想定されますが、林地開発申請において、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し、水害防止に対処しています。また、設置する調整池は貯留した雨水を一定量排水する構造（放流量を時間降雨強度が15mm以上又は調整池が空になるまでの時間が24時間となるように設計）となっていることから、河川の水が減少して湧水になることはないと考えます。</p>
201	1	<p>軽井沢地区の調整池の2つ共放流先は柿沢川です。こちらの水量に関しても、しっかり調査をして台風19号の雨量を元に安全だとわかる様に調査して住民に説明して下さい。</p>	<p>2019年の台風19号の丹那観測所の雨量は国土交通省の水質水文データベースによると1時間最大雨量は30mm/hであり、10月12日の降り始めから13日の降り終わりまでの総雨量は304mmとなっています。調整池の容量は50年確率降雨強度104mm/hを用いて設計されており、調整池の放流量も時間降雨強度が15mm以上又は調整池が空になるまでの時間が24時間となるような設計となっていることから、十分な容量の調整池となっています。したがって、本事業により、柿沢川の氾濫への影響は想定されないと考えます。</p>
202	4	<p>方法書によると、環境影響評価の項目として「火災」について記載がない。しかし、当該施設は一旦火災が発生すると「山林火災」となる可能性があり、環境要素のすべてにわたって少なからぬ影響が持続するおそれがある。そこで、本事業に係る環境影響評価ではその設置場所の自然的状況にかんがみて「火災」についても環境影響評価がされるべきと考えられる。</p>	<p>本事業に係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測・評価手法については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、産業保安グループ、電力安全課）の太陽熱発電事業の参考項目を基本として、事業特性と地域特性を勘案して選定しています。一方、メガソーラにおける強風による破損により火災が発生した事例等があることから、それらの対策や万が一火災が発生した場合の消火体制などを準備書の事業計画に記載いたします。</p>
203	4	<p>火災対策はどのようにするのか、不審火だけでなく、自然発生や周囲からの山火事等の消火や延焼防止の対策について、検討項目に入れておく必要がある。また、事業開始後も事業者が常駐監視する必要があるのではないかと。</p>	<p>発電設備及び変電設備においては、落雷による発火防止の為に避雷針等の設置及び過電流等を防止するための遮断装置を備えており、適切な電気工事を行うことで火災の可能性はほとんどありません。火災の可能性が高いPCS、特高変電所については法令に従い適切な対策を実施するとともに、必要であれば地元消防とも協議して万全の対策をとります。また、監視制御システムによりオンラインにて常時モニタリングを行い、各設備に異常が有った場合は、早急に状況を把握が出来、対応する事が可能です。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
204	3	強風でパネルが飛んだ場合、枯れ草の山で山火事が起きるのではないかと、熱海方面に火が上がるのではないかと心配しています。パネルによる山火事の恐れがないか調査をお願いします。	メガソーラにおける火災の原因として強風による破損により火災が発生した事例がありますが、その原因は設備の固定が不十分であることが原因となっており、本事業ではソーラーパネルの設置計画においては、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」（2019年版）の設計用基準風速（建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて30m/s～46m/sの範囲内において定めた JIS C 8955:2017 に示される設計用基準風速34m/s）を用いて設計しており、十分な強度を持っていると考えています。
205	9	森林を伐採し、ソーラーパネルを設置することにより気温の変化が予想される。年間を通してそれがどの程度のものであり、住民にどのような影響を与えるか、またそれが動植物にどのような影響を与えるか調査しなければならない。気温上昇による酪農への影響も心配しています。	本事業では対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図ります。また、国立研究開発法人科学技術振興機構のホームページに掲載の「里山に太陽光パネルを設置することの是非について」の温度の実測事例によると、「パネル表面の温度はもちろん林内に比較すると高いが、予想（不安）しているより低く28℃程度であった。パネルの裏は陰で涼しく20℃程度であり、アスファルトの温度が40℃近くになることに比較すると、太陽光が当たっていてもパネルそのものの温度上昇は高くないことが分かった。」との事例もあり、ソーラーパネルによる昇温の影響はそれほど大きくないと考えます。また、昇温は太陽光発電事業で影響が想定される参考項目でないことから、評価項目として選定していません。
206	5	微気象という現象についても心配をしています。10万枚のソーラーパネルを貼ることで、その地域の気温が上がり上昇気流が生まれ、丹那地区に豪雨が多く発生すると聞いています。微気象についても調査をしてください。気温上昇による酪農への影響も心配しています。	本事業による昇温の影響については見解205のとおりです。また、対象事業実施区域及びその周囲は山間地であることから、気温が高い日中の晴天時については、暖められた空気が周辺に滞留するのではなく、上昇気流となりますが、その規模は小さいことから、昇温の生活環境、農業及び酪農に対する影響は小さいと考えます。
207	48	当該事業計画は、函南町の、広大な豊かな森と自然が息づく地、富士・箱根国立公園に直近する地帯にあり、当該発電施設は突如として出現する異端者で、自然にまったく調和しない、げげげしい構築物を並べ立てるものである。豊かな美しい自然環境を大きく損なう、数十ヘクタールの豊かな自然と森林環境を根底から破壊する事業計画である。また、今回の大規模なメガソーラー建設により、雨水の自然浸透がなくなり、土砂災害や水害の原因になる事が考えられます。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業の土砂流出対策については、林地開発の手続きにおいて、担保されていると考えます。本事業では対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図り、自然環境や景観への影響の低減を図ります。本事業の土砂流出対策については、林地開発の手続きにおいて、調整池の堤体の構造、法面及び盛土面の安全設計を行っており、洪水調整については、流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処しています。
208	9	予定地周辺は里山の豊かな自然と文化に恵まれた地域です。森林を伐採しこのような巨大な人工物を設置することは、景観や生態系だけでなく、周辺的生活環境や観光資源へのマイナスの影響が予想されます。よって本計画に反対いたします。	本事業では森林の伐採や地形改変を行います。対象事業実施区域の周囲には残置森林を設置し、造成緑地には潜在植生に配慮した植栽を実施するとともにソーラーパネルの下は種子吹付を行うことで、可能な限り緑の回復を図り、自然環境や景観への影響の低減を図ります。準備書では景観を評価項目として選定しており、主要な眺望点からの予測においては、設備の色彩は周辺環境に調和した色彩とするなど環境保全措置を検討した上で、予測・評価を行います。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
209	1	(4)アセス意見書の内容を要約しない事。意見書を貴社側で判断、要約をすると、貴社の作為が入り、意見書の真意が知事に伝わりにくくなる。又は、真意が真実と異なって伝わってしまう為、それを防ぐ為に事業者見解には意見書の全文公開をする事。※意見書は、事業者を経由して行政に民意を伝える機会です。必ず実行して下さい。※別案件で、作為を入れる案件が、見受けられた例があるので敢えて記載しました。準備書の縦覧時にこの意見を確認します。	方法書についての意見の概要の送付については、「静岡県環境影響評価条例」（平成11年03月19日条例第36号）の第13条1の1では「当該意見書の写し」、第13条1の2では「当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類」との記載があり、これに従って、手続きを進めます。また、準備書においては条例に従って意見の概要及び意見についての事業者の見解を記載いたします。
210	2	本事業の発電所出力は、方法書によると単機出力約415W×発電機枚数98,237枚=40,768,355kWで40MWを超え、本来なら静岡県ではなく、40MW以上の太陽電池発電所に環境影響評価を求めている環境省の環境影響評価を行う案件になるのではないかと。林地開発許可時や、函南町の土地利用事前協議の際の事業計画も40MWの発電規模の届出になっている。意図的に環境省の環境影響評価を回避していないか。発電所出力について、出力届け出時からのスペック変更等、何らかの説明が必要。	環境影響評価における発電所の規模（出力）は経産省に届出時の発電所の発電端出力を記載することとなっているため、交流の表記となっています。太陽光発電所では太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電した直流電力を、パワーコンディショナにより電力会社と同じ交流電力に変換して、それらを集めて、電力会社の系統に接続しています。
211	6	静岡県のハザードマップが示すとおり当該地域には土石流危険区域にあり、一般的な林地開発によりきめ細やかな地質調査と万全の対策が必須である。方法書ではその計画が不十分であり、またその評価方法も不明瞭になっている。言うまでもなく環境影響評価は、調査自体が目的ではなく、そこで発見された問題にどう対処していくかが重要となる。	環境影響評価は住民等の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書については環境影響評価をどのように実施するかの方法の手続きを行いました。次に、準備書段階では具体的な事業計画を策定した上で評価項目について、調査、予測・評価した結果を準備書にとりまとめ、公告・縦覧し、説明会を開催して皆様の意見や審査会の審議を受けてまいります。なお、事業の内容についての説明会は、方法書の手続きの前に函南町で3回開催しております。
212	10	過日開催された住民説明会の中では知事の意見には従うが住民の意見はただ聞くだけといった住民軽視の発言がありました。これは憲法で保障されている法の下での平等を軽視するものであり決して容赦できるものではありません。この暴言を深く反省し、この事業で影響を受ける直接の当事者である住民ひとり一人の貴重な意見を真摯に受け止め、誠意と責任をもって住民の納得する対応をとることを求めます。	環境影響評価の方法書又は準備書（以下、「アセス図書」と呼ぶ。）の手続きとして、作成したアセス図書を県及び関係市町に送付するとともに公告・縦覧を行い、住民説明会を開催します。次に、アセス図書に対する意見を聴取し意見の概要（意見に対する見解書）を県及び関係市町に送付します。県では、その内容を踏まえて、専門家による審査会が開催され、その答申を受けて県知事意見が出されます。したがって、皆様から出された意見や専門家の意見を総合的に反映した上で県知事意見が出されますので、住民軽視の手続きではなく、住民の意見を踏まえた上での手続きとなっています。
213	52	計画地直下の小学校の保護者の中には生活日本語には不自由しないものの、難解な日本語の読み書きが十分でない方がいらっしやると聞いています。今回の計画は、住民の生命と財産へ大きな影響を与えるものですから日本語が堪能でないことでその住民が排除されることはあってはならないと思います。方法書の中の100ページの要約版の「やさしい日本語訳」を作成するか、最低限「ふりがな」を振ってください。その上で再縦覧期間を設けてください。	「静岡県環境影響評価条例施行規則」（平成11年04月20日、規則第51号）の第11条2では「方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。」との記載があり、これに従って、手続きを進めています。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
214	209	<p>環境を破壊、人命を無視するようなビジネス（経済優先）には反対します。2019年台風19号で多くの土砂災害が函南町で発生、その後、断水でライフラインが止まり、多くの住民が不自由な生活を送りました。このメガソーラーが完成すると丹那盆地は壊滅的な被害が出るのがハザードマップを見ても明らかです。特に、丹那小学校の裏山は土砂崩れ警戒区域に指定。ひいては災害は柿沢川下流の柿沢台。畑毛、間宮、仁田等函南の下流部にも被害が及ぶと予想されます。このような危険が想定される地域、64haの森林破壊は許されることではありません。また、台風や強風の影響により発電施設の一部が近隣の住民、民家、田畑に飛散し被害を与える可能性があるため不安があります。</p>	<p>本事業の土砂流出対策については、林地開発の手続きにおいて、調整池Bの堤体の構造（地震時、洪水時及び土石流時）、法面の設計基準及び盛土面の安全性など、調整池の堤体の構造、法面及び盛土面の安全基準を満たす設計を行っており、洪水調整については、流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処しています。また、ソーラーパネルの設置計画においては、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」（2019年版）の設計用基準風速34m/sを用いて設計しており、強風に対して適切な対策を講じておりますが、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。</p>
215	187	<p>住民が最も不安を抱えている水害についての調査、予測及び評価が計画されていない環境影響評価方法書は論外。水害に係る調査として、排水を計画する水路等を明らかにした上で、対象事業実施区域の下流河川等（丹那沢を含む）の維持管理実態を踏まえた流下能力と実際の流量・流速の計測を行うとともに、下流の排水機能力を踏まえた流下能力を把握すること。調査地域については、過去に柿沢川だけでなく狩野川及び相模湾まで土砂流出の影響が及んだ事実を踏まえ、全ての下流河川及び駿河湾までを調査地域とし、過去の水害実績を参考に調査地域内の適切な調査地点を選定の上、四半期毎の平水時及び降雨時に現地調査を行うこと。予測については、実際の維持管理状況を踏まえた流下能力での浸水被害想定を行うほか、対象事業の規模が極めて巨大であることから、想定外の降雨時（調整池オーバーフロー時）の浸水被害想定についても予測を行うべき。住民の命や健康、その財産の保全に重大な影響が想定される「水害」の評価の手法については、「影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直しを行う。」とされた。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池の容量及び下流河川の流下能力など、防災の観点からの対応（洪水調整機能）については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価条例の項目としては、「河川の変化」の項目がありますが、本事業では樹木の伐採や土地の改変を行うことから、対象事業実施区域には流域ごとに十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制し水害防止に対処するため項目を選定していません。なお、この条例との対応については方法書には記載していませんので準備書に記載いたします。また、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。</p>
216	74	<p>計画地は、火山噴出物の堆積した脆弱な土質であるという事が考慮されていない。2019年の19号台風では、近隣各所で土砂崩れが発生し、水道管を破壊し、4000tもの水が下丹那地区を襲い、大変な被害が発生した。同じ地質でありさらにパネルが敷き詰められ改変された土地に、同じような豪雨が合った場合、その数倍もの調整池を脆弱な地層が持ち堪えられるのか、特殊な土質であることを考慮した調査でない意味がない。専門家の詳細な調査により活断層の存在が明らかになったが、それ以前にも丹那断層とそれに伴う活断層・無数の破碎帯があるという特殊な土地であることがわかっていたにもかかわらず、方法書記載の調査は極一般的な調査項目でしかなく、当地特有の事情が考慮されていない。この土地の現状と特種な地層であるという条件を元に調査をすべきである。</p>	<p>環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業における調整池Bの堤体の構造（地震時、洪水時及び土石流時）、法面の設計基準及び盛土面の安全性など、防災の観点からの対応については森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているものと考えます。また、環境影響評価の項目としては、「土地の安定性」を評価項目として選定しており、盛土部の土地の安定性について調査、予測・評価いたします。土地の安定性の予測条件としては、盛土が最大となった場合の通常時及び地震時の安全率の予測を行い評価します。一方、降雨時の土砂流出については降雨時は地震時より影響が小さいと考えられることから、安全率の予測の対象となっていません。また、当該施設の影響により発生した災害等への対応については地元と協定締結を検討するなど真摯に対応したいと考えます。</p>

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
217	4	メガソーラーを建設する際のデメリットとして認識されている浸水被害&雨水の流出&土砂災害、景観、水の濁り、反射光、生態系への影響、電力供給時の騒音等に関しては、環境アセスメントの評価項目として考慮されているように見えるが、地域住民への周知や説得不足による地元との不和がある、という報道を目にしているため、より丁寧で詳細な説明と対話が必要とされている。加えて、許認可&施設建設の部分と、実際の太陽光発電事業を行う会社が別になっているようだが、地元への説明や合意の取り付けなどには、事業を実施する予定の会社の参加も必須かと感じるが、それはどの程度されているのか？	環境影響評価は住民等の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書については環境影響評価をどのように実施するかの方法の手続を行いました。次に、準備書段階では具体的な事業計画を策定した上で、その内容及び評価項目について、調査、予測・評価した結果を準備書にとりまとめて公告・縦覧し、説明会を開催して皆様の意見や審査会の審議を受けてまいります。これまでに実施した方法書の説明会においては環境影響評価を実施する会社と事業を引き継ぐ予定の会社の両方の担当者が出席しており、準備書以降についても同様な対応を予定しています。
218	1	参考文献に自社のグローバルでない資料が含まれているが、自社文献は公的資料のような参考資料文献として扱って良いのか。	本事業は林地開発許可を受けていますが、その際に県の担当部局と協議にて、動植物の現地調査を実施しています。したがって、その時の調査結果を既存資料として、地域の概況に記載しています、
219	18	昨今、東日本大震災より原発等ゼロとマスコミや政治の中でもクローズアップされてきました。原発ゼロその考え方には私も賛成です。私の知人でT地区のある酪農家の方言っていました「原発ゼロ大いに賛成、だからソーラーは自分の考えで自分の山ですでにやっているよ」というお話を伺いました。これはこれで、一理あり自分のお考え、自分の責任の基おやりになれば誰も反対なさる方はないと思います。しかし、今回の計画は一個人の責任の問題でなく、昔からこの地を生活の基盤になさっている住民の方、古きよき里を心に刻まれた世の中で活躍なさっている方、幼稚園、小学校等施設があります環境を鑑みました時、はたしてこの場所に設置することが、何代もこの地に住んでおられる皆様の猛反対を押し切っても計画なさる事が、事業者にとりまして地元の皆様にとりましても本当にこれから先、何年安全で幸せを与えてくれるでしょうか。日本全国「環境と経済」どちらを優先するか、ウラン再生工場、辺野古基地等、マスコミに報道されていますが、地元の皆様の賛同が計画実行の先ず最初で一番大切なことではないでしょうか。地元の皆様の納得なく計画実行なさることには絶対に私は反対を強く意思表示いたします。	環境影響評価は住民等の皆様や専門家の意見を踏まえ、環境に配慮したより良い事業とするための手続きですので、方法書については環境影響評価をどのように実施するかの方法の手続を行いました。次に、準備書段階では具体的な事業計画を策定した上で、その内容及び評価項目について、調査、予測・評価した結果を準備書にとりまとめて公告・縦覧し、説明会を開催して皆様の意見や審査会の審議を受けてまいります。環境影響評価の手続きにおいては、事業計画の内容、土地の安定性、反射光、動植物・生態系及び景観などに対する住民の皆様の不安の解消に努めてまいります。
220	19	方法書p10の事業エリアの調整池から放流する下流河川の流下能力について問題あり。静岡県内の林地開発審査基準では、当該河川の管理者と協議し同意が必要となっているが、御社は赤沢川および丹那沢について協議を行っていないことが明らかである。赤沢川と丹那沢の数か所で、確認ポイントとして、河川狭窄部の流量計算を行っているが、管理者の同意を得ることなく書類を作成した。特に、丹那沢の調整池は砂防指定地に放流する計画であるが、砂防指定地下流の丹那沢には上流の確認ポイントよりも狭窄な箇所がある。この現状をまったく把握せず水理計算をしており、「河川の改修が必要ない」との事業計画書への記載も虚偽である。改修についても当該河川の管理者と協議を行っていない。御社はアセス説明会で当該河川の管理者に確認すると述べたが、いまだ住民に説明がない。直ちに確認し、説明を求める。	環境影響評価は、生活環境や自然環境など環境保全の観点から行われるものであり、本事業の土砂流出及び洪水調整への対応については、林地開発の手続きにおいて、担保されていると考えます。従いまして、ご指摘の意見については県との林地開発に係る協議で確認を行い、準備書において適正な記載をいたします。また、引き続き、林地開発の許可条件に示してあるように、周辺や下流域の住民等の懸念や不安を真摯に受け止め、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺や下流域の住民等の理解が得られるように努めてまいります。
221	23	方法書において誤記及び誤字がみられる。	準備書では誤記や誤字がないように十分な確認をいたします。

方法書に対する意見の概要と事業者見解

NO	意見数	代表意見の概要	事業者の見解
222	29	環境保全の見地以外の意見	意見の内容について真摯に受け止め、できる限りの対応をして参ります。